



第3期 つくば市 子ども・ 子育て支援 プラン

令和7年(2025年)3月

〔対象期間〕

令和7年度(2025年度)から
令和11年度(2029年度)まで

はじめに

すべての子どもは、守られる存在であると同時に、様々な権利をもつ主体であり、一人ひとりがかけがえのない存在です。

つくば市は、「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」に基づき、市民と協働しながら、子育て、保育、教育環境の整備を推進してきました。こども未来センターの設置や全小中学校への校内フリースクールの導入、1か月児健診への補助事業の実施など、多角的な支援を展開するとともに、子どもの数が全国トップクラスの伸びを示す中、令和6年4月1日時点で保育所の待機児童ゼロを達成しました。

一方、国においては令和5年に「こども基本法」が施行され、子どもの利益を最優先に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こども大綱」に基づく政策が推進されています。子育て、保育、教育を取り巻く環境が急速に変化し、市民のニーズが多様化する中で、行政には柔軟かつ的確な対応が求められています。

今回策定した「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」では、「第2期プラン」で掲げた3つの基本目標に加え、子どもの意見の尊重と権利の保障、さらには子ども・若者の育成支援を新たな視点として取り入れました。本計画は、子どもや若者が自己の可能性を最大限に発揮し、幸福な人生を歩むとともに、未来社会を担う存在へと成長できるよう、保護者・地域・行政が連携し、包括的に支援していく方針を示すものです。

子どもたちの声を真摯に受け止め、政策に反映させながら、「子どもが まんなか つくばのまち」の実現に向け、一步ずつ着実に前進していきます。

最後に、本計画の策定にあたり、慎重にご審議くださったつくば市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見・ご提案をお寄せくださった市民の皆様に、心より御礼申し上げます。



令和7年（2025年）3月

つくば市長 五十嵐立青

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象.....	3
4 計画の期間.....	3
第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況.....	4
1 子ども、子育て家庭の現状.....	4
(1) 人口の推移.....	4
(2) 児童人口の推移.....	4
(3) 子育て世帯等の現状.....	5
(4) 女性の労働力率.....	5
(5) 出生数・出生率.....	6
(6) 婚姻・離婚.....	6
2 ニーズ調査結果・子育ての現状.....	7
(1) アンケート調査の実施概要.....	7
(2) アンケート調査の主な結果（就学前児童の保護者）.....	8
(3) アンケート調査の主な結果（小学生の保護者）.....	13
(4) アンケート調査の主な結果（小学生（4～6年生））.....	17
3 子ども・子育て支援事業の利用状況.....	19
(1) 教育・保育施設等.....	19
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	20
4 「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の評価.....	26
(1) 重点事業の評価.....	26
(2) 成果指標の評価.....	29
5 子ども・子育て支援にかかわる課題.....	30
(1) 第2期子ども・子育て支援プランの課題.....	30
(2) 第3期子ども・子育て支援プランから新たに追加する課題.....	32
第3章 計画の理念・基本目標.....	33
1 基本理念.....	33
2 基本目標.....	34
3 計画の体系.....	39

第4章 施策の展開	40
基本目標1 子どもの意見の尊重及び権利を守る	
～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の保障～	40
(1) 子どもの権利の保障	41
(2) 子どもの意見表明の機会の充実	41
基本目標2 たしかな生命と元気を育む ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～	42
(1) 継続的・包括的な支援及び環境の充実	43
(2) 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実	44
基本目標3 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～	46
(1) 教育・保育の提供体制の整備	47
(2) 子どもの豊かな育ちの促進	48
基本目標4 主体的にして広く豊かな経験を育む	
～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～	49
(1) 特色をいかした放課後等の居場所の整備	50
(2) 子どもが主体的に活動するための支援の充実	52
基本目標5 子ども・若者の育成支援 ～子ども・若者とその家族の支援～	54
(1) すべての子ども・若者の健やかな育成	55
(2) 困難を抱える子ども・若者やその家族の支援	56
第5章 重点事業	57
1 教育・保育提供区域の設定	57
2 人口の見込み	59
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	61
4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策	66
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	76
第6章 計画の推進体制	77
1 庁内の連携協力の推進	77
2 子どもの意見を尊重した施策の推進	77
3 計画の進捗管理	77
参考資料	78

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化及び単身世帯の増加等、世帯の小規模化の進行により、ライフスタイルや価値観、ニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年（2023年）4月には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年（2023年）4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年（2023年）12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

つくば市（以下「当市」という。）においては、出生率について県、国より高い水準で推移しています。また、みどりのや香取台といったつくばエクスプレス沿線開発地域、つくば駅周辺をはじめとする公務員宿舍跡地の再開発が進む研究学園地区等で子育て世代を中心に人口の流入が続いており、その保育ニーズの増加に対応するため、積極的な保育施設の新設整備を進めたことにより、国の定義で最大131人いた待機児童が令和6年（2024年）4月1日時点で0人となりました。しかしながら依然として潜在的待機児童数が100人を超えていることや76年ぶりとなる保育士配置基準の改正を踏まえ、今後も保育の質・量ともに適正に確保を続けていく必要があります。

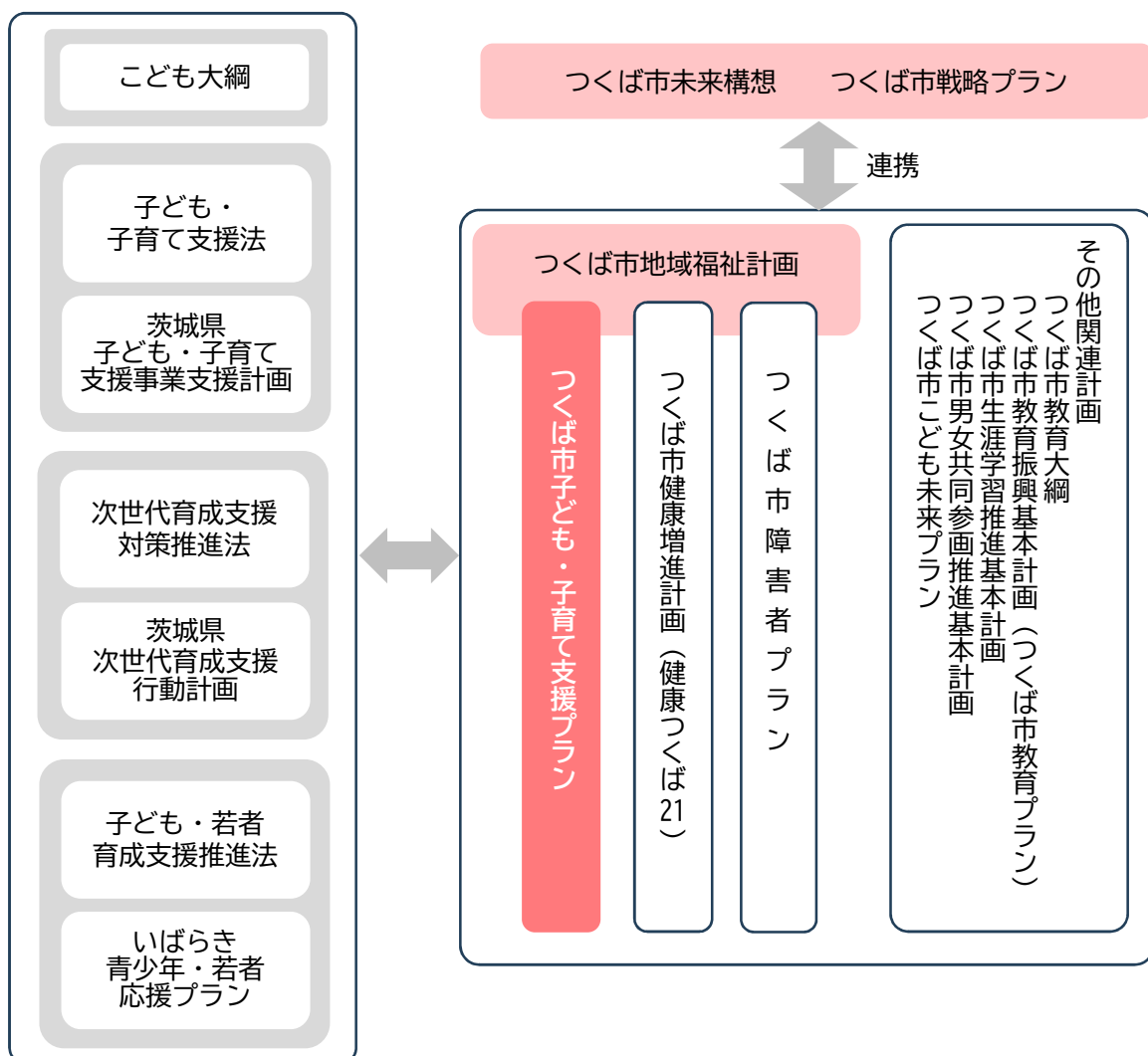
当市では、平成27年（2015年）3月に「つくば市子ども・子育て支援プラン」を、令和2年（2020年）3月に「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、市民と共に力を合わせて、子育て、保育、教育、地域等の環境の整備・充実を図り、これから生まれる子どもも含めたすべての子どもが健やかに暮らし、育つ権利を保障することで、子どもたちがそれぞれに自身の未来を拓きつつ、共に未来の社会を担うことのできるまちづくりを進めてきました。

当市では、「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、子ども・若者支援施策の充実を図るため「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

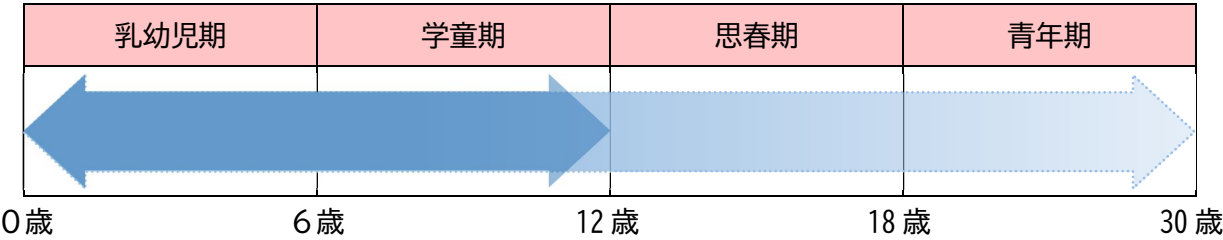
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画を一体的に策定したものです。

本計画は、まちづくりの理念や目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」とその実現のための主要な施策等を示した「つくば市戦略プラン」と連携を図りつつ、当市の子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画（地域福祉計画、健康増進計画、こども未来プラン、教育振興基本計画、障害者プラン等）と調和を保って策定しています。



3 計画の対象

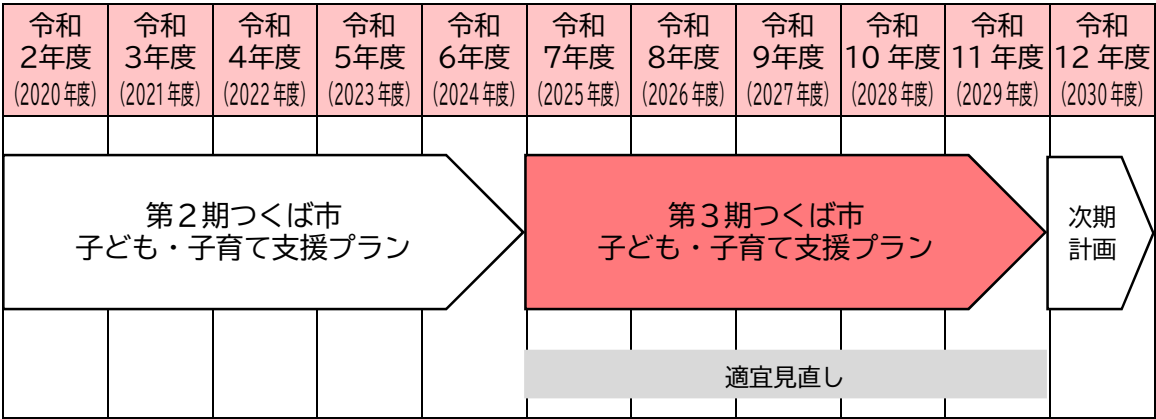
本計画の対象は、妊娠期、乳幼児期、学童期の子どもや保護者を基本とし、その対象年代以降の子ども・若者への成長も見据えた支援を位置付けています。



4 計画の期間

本計画を構成する子ども・子育て支援事業計画及び行動計画については、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年を計画期間とします。

また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

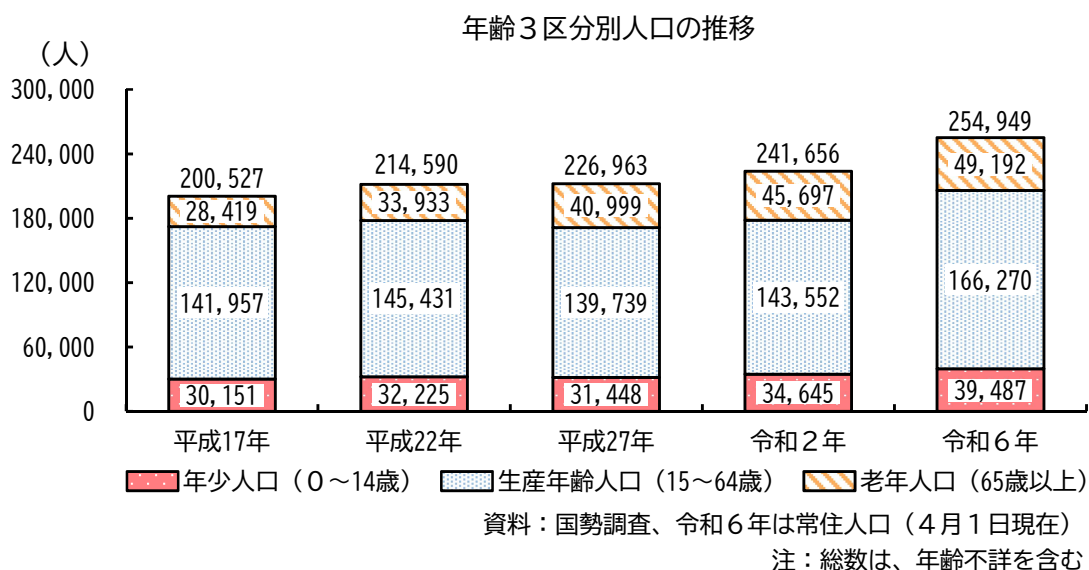


第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況

1 子ども、子育て家庭の現状

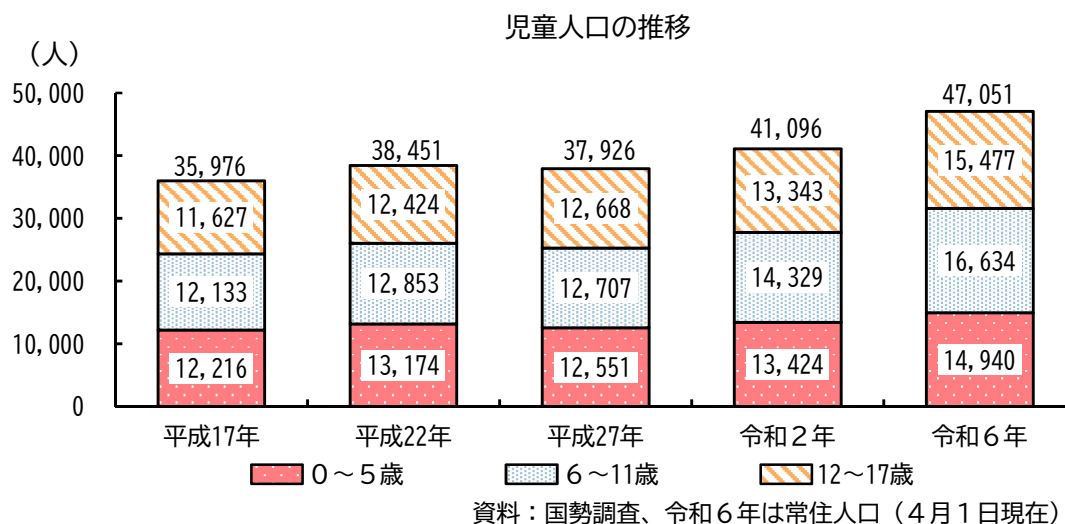
(1) 人口の推移

当市の総人口は年々増加傾向にあり、令和6年（2024年）4月現在で254,949人となっています。年齢3区分別でみると老年人口は年々増加しており、年少人口、生産年齢人口においても増加傾向にあります。



(2) 児童人口の推移

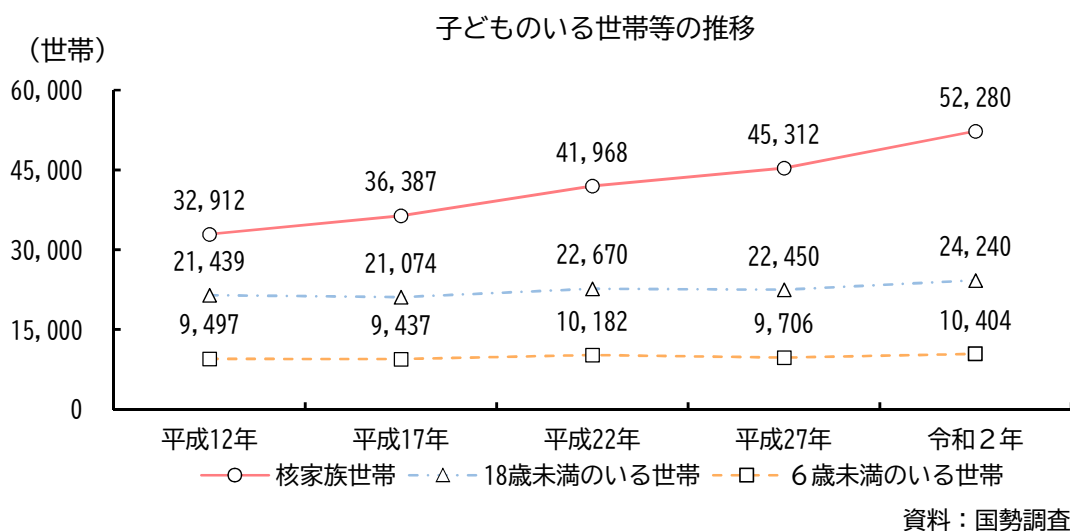
当市の17歳までの児童人口については、令和6年（2024年）4月現在で47,051人となっています。平成27年（2015年）以降の児童人口は増加傾向にあります。



(3) 子育て世帯等の現状

当市の核家族世帯（子どものいない世帯も含む）については年々増加傾向にあり、令和2年（2020年）で52,280世帯と、平成12年（2000年）に比べ約1.6倍となっています。

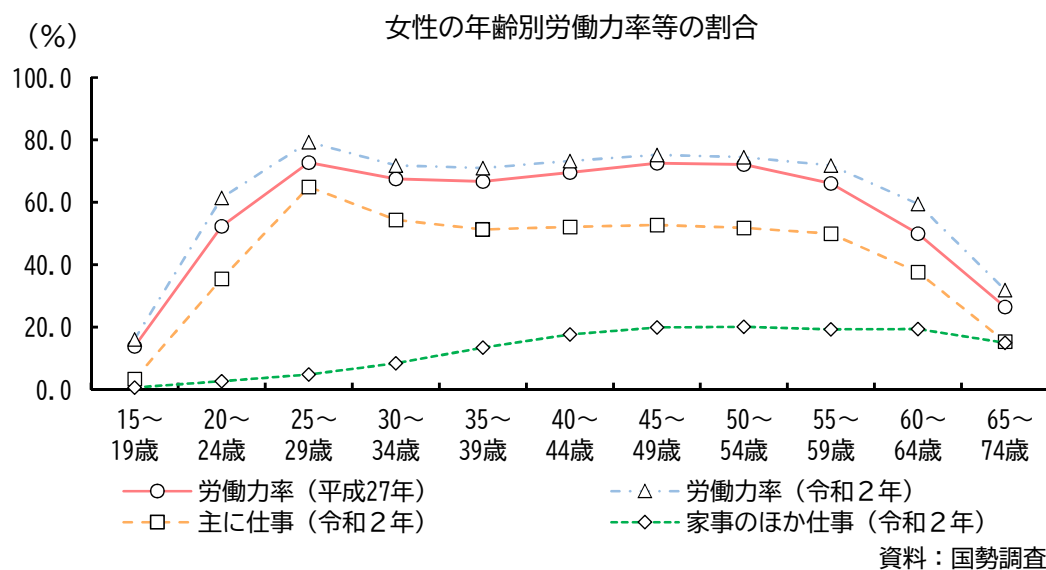
一方子どものいる世帯は、18歳未満のいる世帯、6歳未満のいる世帯について横ばいとなっており、それぞれ令和2年（2020年）で24,240世帯、10,404世帯となっています。



(4) 女性の労働力率

当市の女性の労働力率については、25歳から39歳にかけて結婚・出産等により労働力率が下がる「M字カーブ」を描いていますが、平成27年（2015年）と比較すると、令和2年（2020年）でM字カーブの谷が浅くなっています。

「主に仕事」の割合は、25～29歳の65.0%が最も高く、次いで30～34歳の54.3%となっており、「家事のほか仕事」を含めた労働力率の高い年齢は25～29歳で79.3%、45～49歳で75.2%となっています。



注：主に仕事：主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしている場合
 家事のほか仕事：主に家事などをしていて、その傍ら少しでも収入を伴う仕事をしている場合

(5) 出生数・出生率

当市の出生数・出生率については、令和4年（2022年）でそれぞれ2,178人、9.1となっており、出生率は、近年減少傾向にあります。県、国より高い水準で推移しています。

出生数・出生率の推移

単位：人等

項目		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数（市）		2,196	2,231	2,133	2,167	2,178
出生率 （人口千人対）	つくば市	9.8	9.8	9.2	9.7	9.1
	茨城県	6.8	6.4	6.2	5.9	5.7
	国	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
合計特殊出生率	茨城県	1.44	1.39	1.34	1.30	1.27
	国	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

資料：茨城県人口動態統計

(6) 婚姻・離婚

当市の婚姻・離婚については、平成31年（2019年）以降減少傾向にあり、婚姻・離婚件数は令和4年（2022年）でそれぞれ1,290件、317件となっています。

婚姻率は県、国に比べ高めで推移し、また、離婚率は令和2年（2020年）以降低くなっています。

婚姻・離婚の状況の推移

単位：件等

			平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
つくば市	婚姻		1,312	1,361	1,248	1,204	1,290
	離婚		367	382	382	352	317
	婚姻率（人口千対）		5.9	6.0	5.4	5.4	5.4
	離婚率（人口千対）		1.64	1.68	1.64	1.58	1.32
茨城県	婚姻率（人口千対）		4.4	4.4	3.8	3.6	3.7
	離婚率（人口千対）		1.68	1.66	1.57	1.46	1.41
	平均初婚 年齢	夫	31.1	31.3	30.8	31.0	31.3
		妻	29.1	29.4	29.2	29.3	29.6
全国	婚姻率（人口千対）		4.7	4.8	4.3	4.1	4.1
	離婚率（人口千対）		1.68	1.69	1.57	1.50	1.47
	平均初婚 年齢	夫	31.1	31.2	31.0	31.0	31.1
		妻	29.4	29.6	29.4	29.5	29.7

資料：茨城県人口動態統計

2 ニーズ調査結果・子育ての現状

(1) アンケート調査の実施概要

① 調査の目的

近年の社会動向の変化などを踏まえて、つくば市子ども・子育て支援プランの策定の基礎資料として、調査を実施しました。

② 調査対象

つくば市在住の方の中から以下の年代ごとに無作為に抽出

- 就学前の子ども保護者（令和5年（2023年）4月1日現在の0歳児～5歳児の保護者）
- 小学生の保護者（令和5年（2023年）4月1日現在の小学1年生～6年生の保護者）
- 小学生（4～6年生）（令和5年（2023年）4月1日現在の小学4年生～6年生）

注：抽出にあたっては、「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の教育・保育の提供区域（北部・中央部・南部）ごとに、十分な回答数の確保を見込んだ割合での配布数としています。

③ 調査期間

令和5年（2023年）12月14日から令和6年（2024年）1月19日まで

④ 調査方法

郵送により調査票を配布し、郵送またはインターネットによる回答

⑤ 回収状況

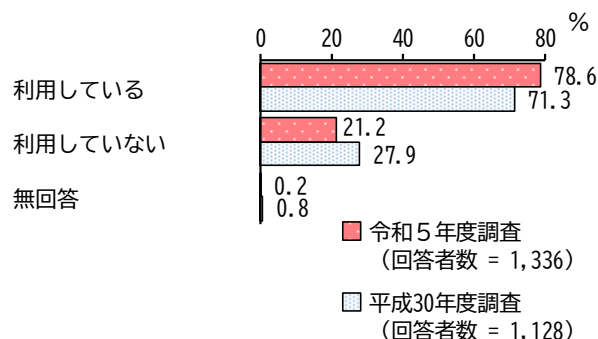
	配 布 数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	2,500 通	1,336 通	53.4%
小学生の保護者	1,500 通	714 通	47.6%
小学生（4～6年生）	799 通	294 通	36.8%

(2) アンケート調査の主な結果（就学前児童の保護者）

① 保育園や幼稚園などの利用状況や意向について

○ 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」を利用しているか（単数回答）

「利用している」の割合が 78.6%、
「利用していない」の割合が 21.2%
となっています。
※1
平成 30 年度調査と比較すると、「利
用している」の割合が増加していま
す。

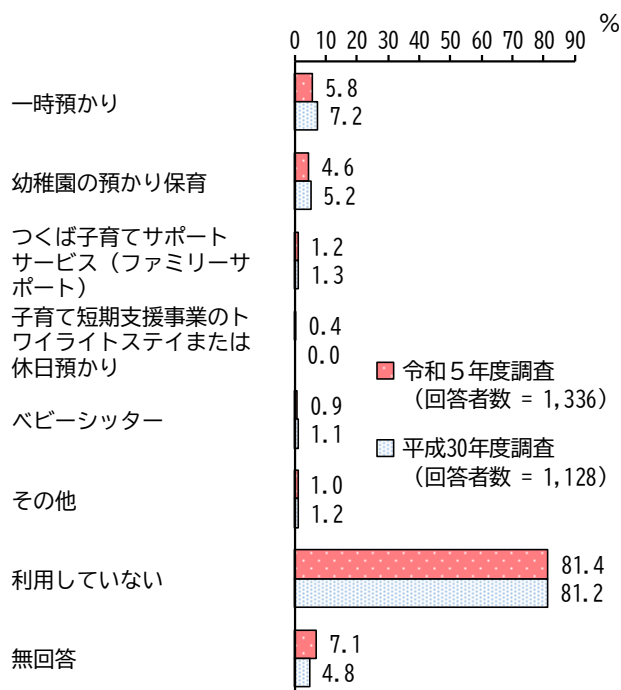


※1：「第1期つくば子ども・子育て支援プラン」の改訂に向けた基礎資料とし、国が提示する基本指針に沿って、平成30年度にも同様のアンケート調査を実施しています。

② 不定期の教育・保育事業や一時預かり事業などの利用について

○ 私用や親の通院、就労等の際に不定期に利用している事業（複数回答）

「利用していない」の割合が
81.4%と最も高くなっています。
平成 30 年度調査と比較すると、大
きな変化はみられません。



○ 私用、親の通院、不定期の就労等の目的での事業の利用希望（単数回答）

「利用したい」の割合が 45.9%、

「利用する必要はない」の割合

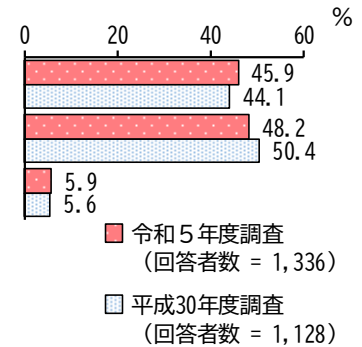
が 48.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

利用したい

利用する必要はない

無回答



③ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

○ 小学校1～3年生の間に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 41.9%と最も高

く、次いで「公営の児童クラブ」の割

合が 32.5%、「習い事（ピアノ教室、

サッカークラブ、学習塾など）」の割

合が 29.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「公

営の児童クラブ」の割合が増加して

います。一方、「習い事（ピアノ教室、

サッカークラブ、学習塾など）」、「放

課後子供教室」の割合が減少してい

ます。

自宅

祖父母宅 ※1

友人・知人宅 ※1

祖父母宅や友人・知人宅※2

習い事（ピアノ教室、
サッカークラブ、学習塾
など）

児童館

放課後子供教室

公営の児童クラブ

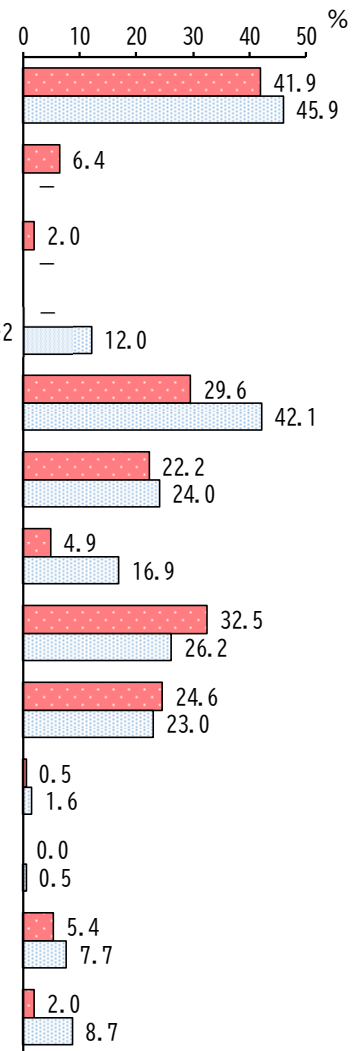
民営の児童クラブ

父母会運営の児童クラブ

つくば子育てサポート
サービス（ファミリーサ
ポート）

その他（地域交流セン
ター、公園など）

無回答



令和5年度調査
(回答者数 = 203)

平成30年度調査
(回答者数 = 183)

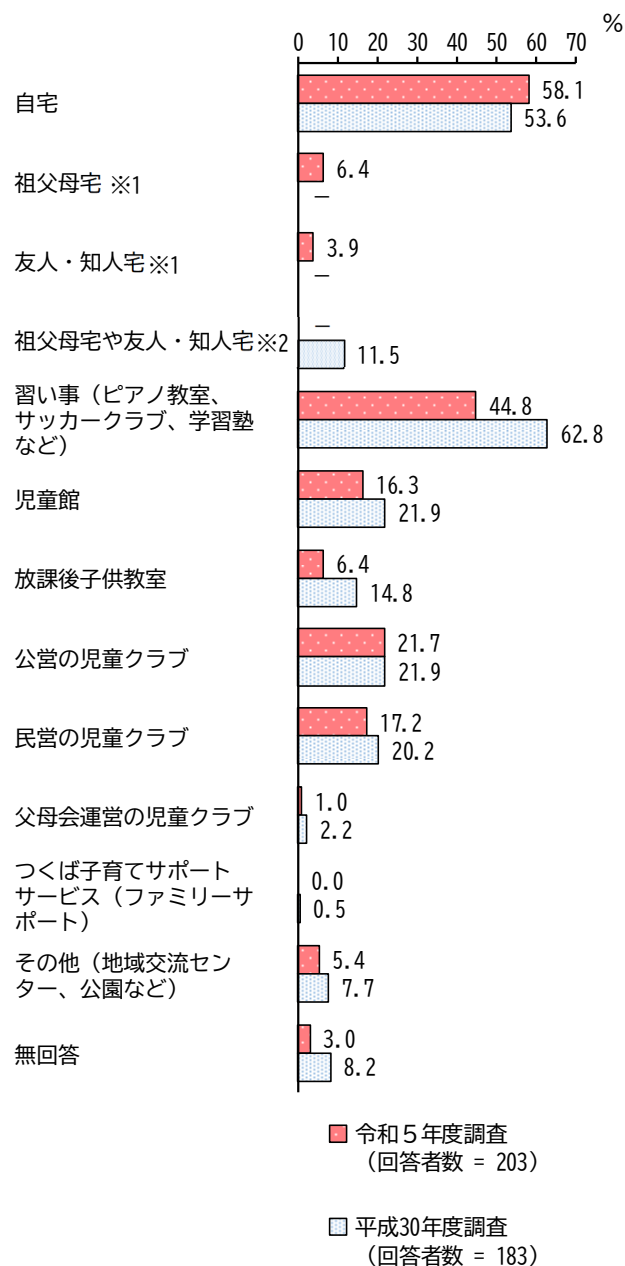
※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。

※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 小学校4～6年生の間に放課後過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 58.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 44.8%、「公営の児童クラブ」の割合が 21.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「児童館」、「放課後子供教室」の割合が減少しています。



※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。
※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

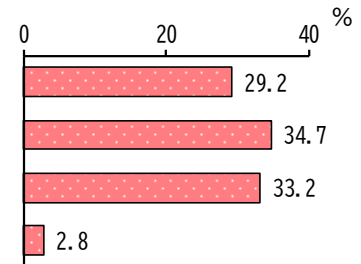
④ 子どもの権利について

○ 「子どもの権利条約」の認知度（単数回答）

「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 34.7%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 33.2%、「名前も内容も知っている」の割合が 29.2%となっています。

回答者数 = 1,336

名前も内容も知っている
名前は知っているが内容は知らない
知らない
無回答

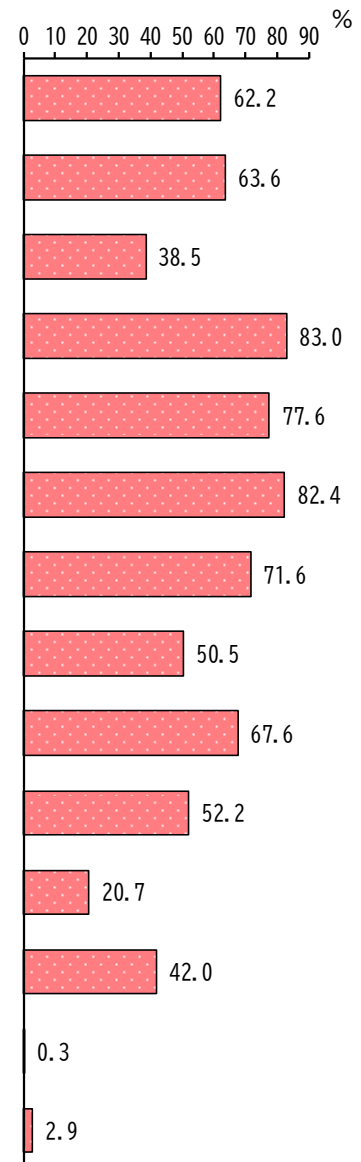


○ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 83.0%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が 82.4%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が 77.6%となっています。

回答者数 = 1,336

人種や性別、宗教などで差別されないこと
障がいのある子が差別されないこと
子どもが知りたいことを隠さないこと
暴力や言葉で傷つけないこと
家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと
自分の考えを自由に言えること
人と違う自分らしさが認められること
自分の秘密が守られること
自分のことは自分で決められること
自由な時間をもつこと
自由な呼び掛けでグループを作り集まれること
必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられること
特にな
無回答



⑤ つくば市の子育て環境や支援対策について

○ 今後、つくば市で力を入れてほしい事業や対策（複数回答）

「子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり」の割合が 55.2%と最も高く、次いで「保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実」の割合が 48.3%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が 44.7%となっています。

回答者数 = 1,336

児童館など、親子が安心して集まれる場所

子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり

子育て支援のサークルなどの充実

保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実

一時保育などの一時的な預かりサービスの充実

妊娠・出産に対する支援

母親・乳幼児の健康に対する支援

子育てしやすい住居・まちの環境面での充実

育児休暇の取得促進など企業に対する職場環境改善の働きかけ

子どもを対象にした犯罪・事故の防止対策の充実

子育てに困ったときに相談できる体制の充実

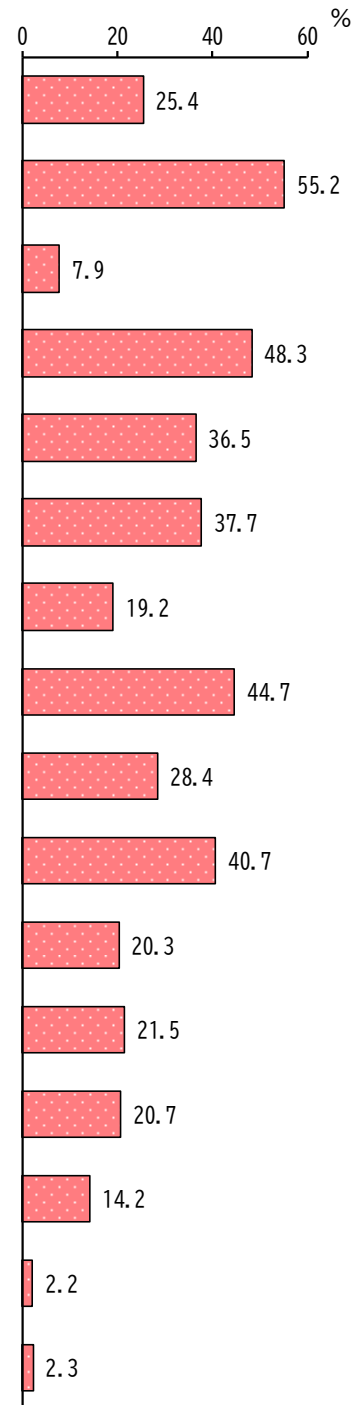
幼児教育の内容・環境等全般的な充実

子育て情報を入手しやすい体制づくり

その他

特にない

無回答



(3) アンケート調査の主な結果（小学生の保護者）

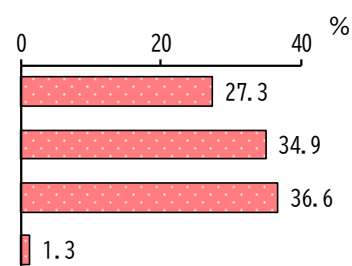
① 子どもの権利について

○ 「子どもの権利条約」の認知度（単数回答）

「知らない」の割合が 36.6%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らない」の割合が 34.9%、「名前も内容も知っている」の割合が 27.3%となっています。

回答者数 = 714

名前も内容も知っている
名前は知っているが内容は知らない
知らない
無回答

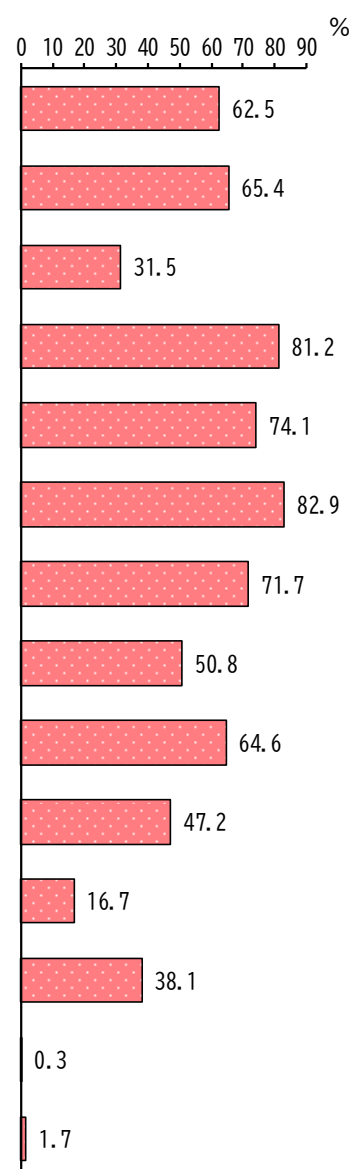


○ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が 82.9%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 81.2%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が 74.1%となっています。

回答者数 = 714

人種や性別、宗教などで差別されないこと
障がいのある子が差別されないこと
こどもが知りたいことを隠さないこと
暴力や言葉で傷つけないこと
家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと
自分の考えを自由に言えること
人と違う自分らしさが認められること
自分の秘密が守られること
自分のことは自分で決められること
自由な時間をもつこと
自由な呼び掛けでグループを作り集まれること
必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられること
特にない
無回答

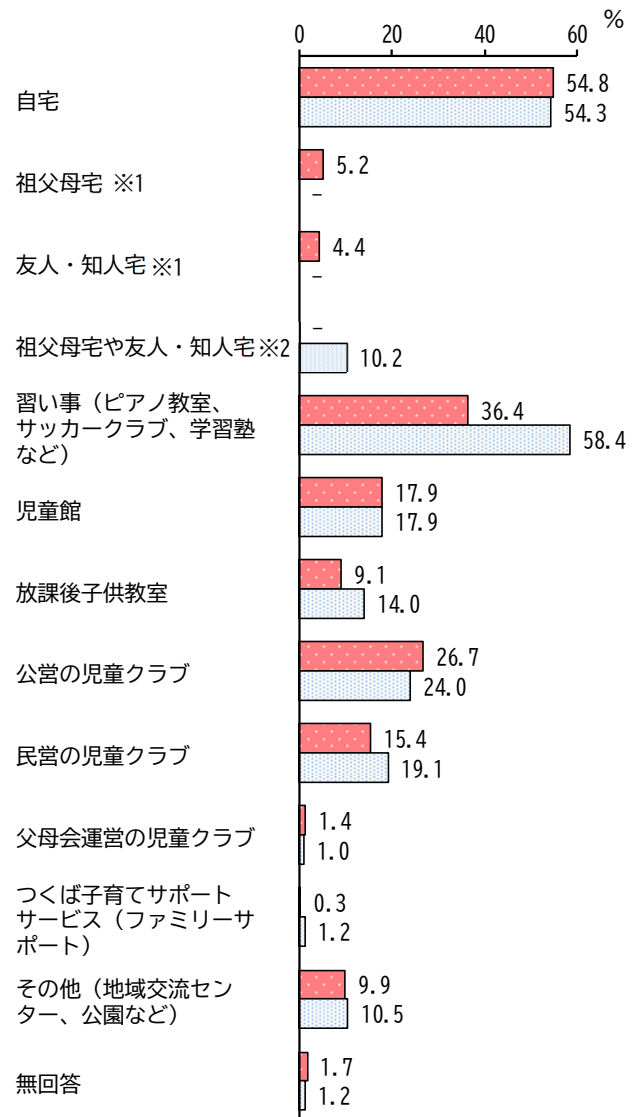


② お子さんの放課後の過ごし方について

○ 小学校1～3年生の間に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 36.4%、「公営の児童クラブ」の割合が 26.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



■ 令和5年度調査
(回答者数 = 363)

■ 平成30年度調査
(回答者数 = 580)

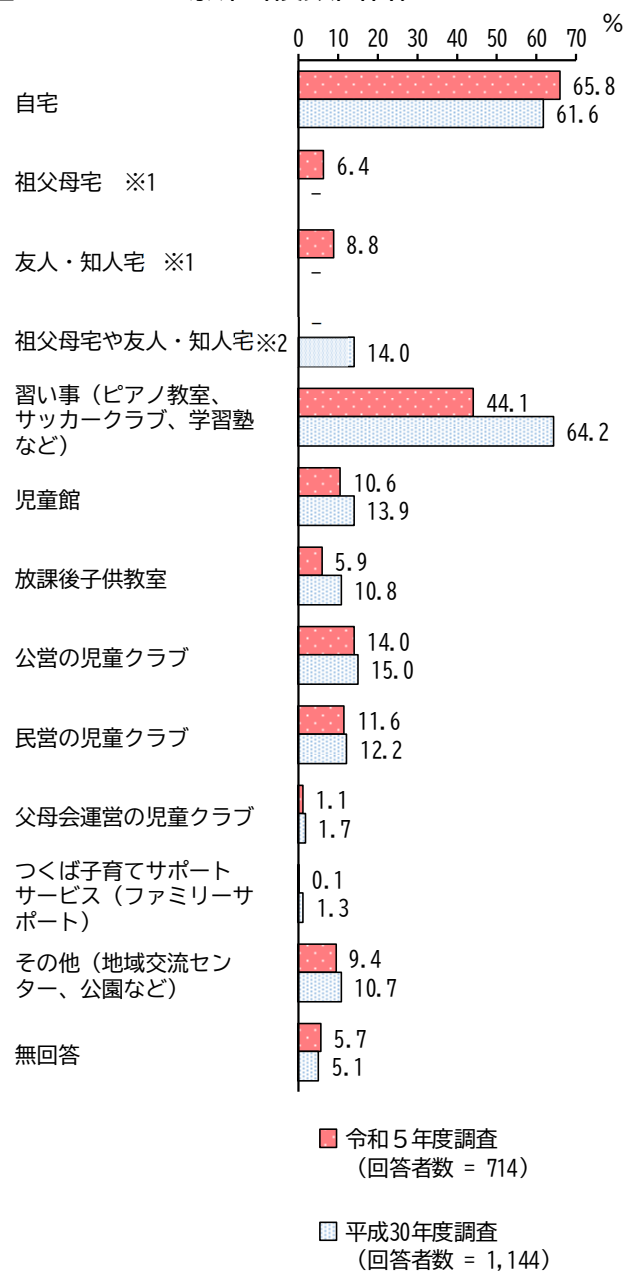
※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。

※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 小学校4～6年生の間に放課後過ごさせたい場所（複数回答）

「自宅」の割合が 65.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 44.1%、「公営の児童クラブ」の割合が 14.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



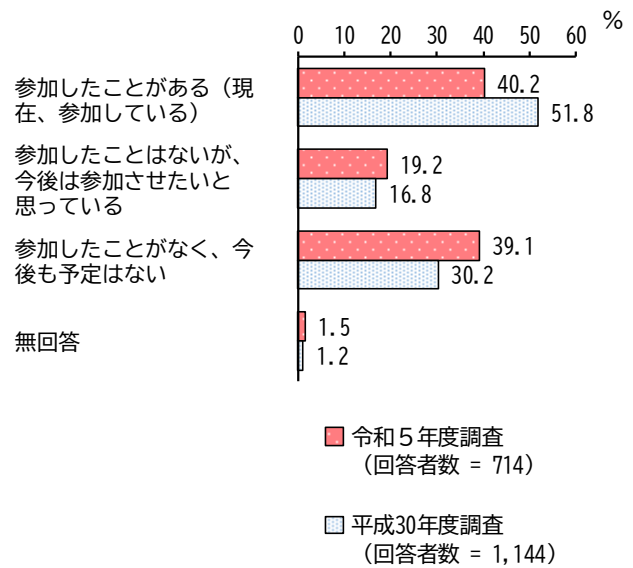
※1：平成 30 年度調査には、選択肢がありませんでした。

※2：令和 5 年度調査には、選択肢がありませんでした。

○ 学校以外の地域活動やグループ活動などへの参加状況（単数回答）

「参加したことがある（現在、参加している）」の割合が 40.2%と最も高く、次いで「参加したことがなく、今後も予定はない」の割合が 39.1%、「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」の割合が 19.2%となっています。

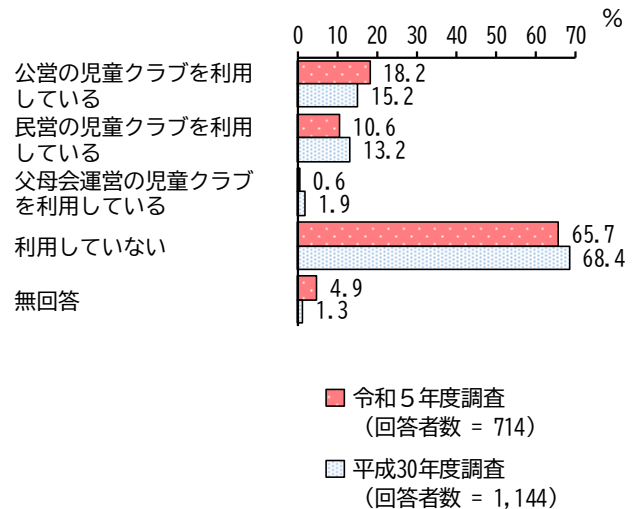
平成 30 年度調査と比較すると、「参加したことがなく、今後も予定はない」の割合が増加しています。一方、「参加したことがある（現在、参加している）」の割合が減少しています。



○ 児童クラブの利用状況（単数回答）

「利用していない」の割合が 65.7%と最も高く、次いで「公営の児童クラブを利用している」の割合が 18.2%、「民営の児童クラブを利用している」の割合が 10.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



○ 放課後子供教室（交流ひろばを含む。）の参加状況（単数回答）

「放課後子供教室に参加したことがある」の割合が 38.2%と最も高く、次いで「放課後子供教室を知っているが参加したことがない」の割合が 34.5%、「放課後子供教室を知らなかった」の割合が 24.9%となっています。

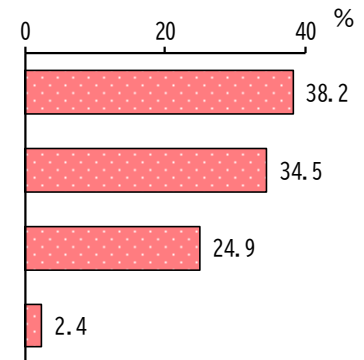
回答者数 = 714

放課後子供教室に参加したことがある

放課後子供教室を知っているが参加したことがない

放課後子供教室を知らなかった

無回答



○ 今後、放課後子供教室に参加したいか（単数回答）

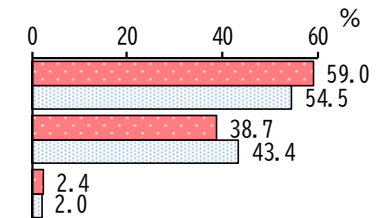
「放課後子供教室に参加したい」の割合が 59.0%、「参加しない」の割合が 38.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

放課後子供教室に参加したい

参加しない

無回答



■ 令和5年度調査
(回答者数 = 714)

■ 平成30年度調査
(回答者数 = 1,144)

(4) アンケート調査の主な結果（小学生（4～6年生））

○ 親や家族に意見を聞いてほしいと思うことの有無（単数回答）

「ない」の割合が 52.4%と最も高く、次いで「ある」の割合が 24.8%、「わからない」の割合が 18.4%となっています。

回答者数 = 294

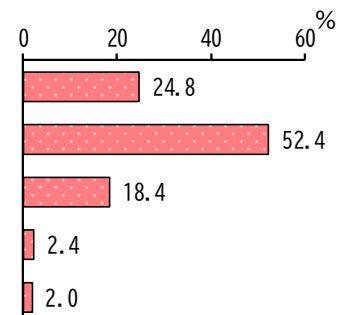
ある

ない

わからない

答えない

無回答



○ 「子どもの権利条約」の認知度（単数回答）

「聞いたことがない」の割合

が 67.7%と最も高く、次いで「聞いたことはある」の割合が 20.4%となっています。

回答者数 = 294

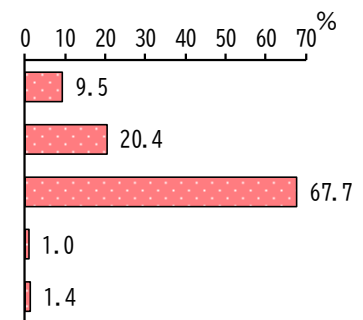
聞いたこともあるし、内容も知っている

聞いたことはある

聞いたことがない

答えない

無回答



○ 学校での不安や悩み（複数回答）

「悩みや心配なことはない」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「勉強のこと」の割合が 16.7%、「友だちのこと」の割合が 12.6%、「友だちのこと」の割合が 12.6%となっています。

回答者数 = 294

友だちのこと

いじめのこと

クラブ活動のこと

勉強のこと

進路のこと

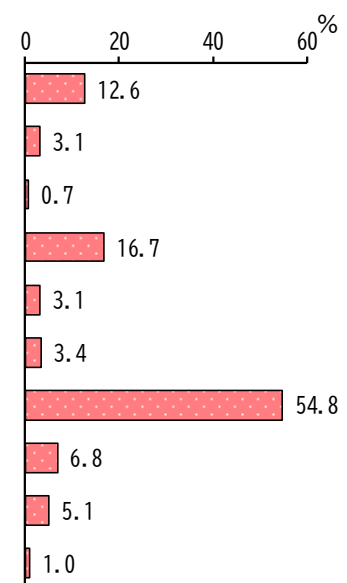
その他

悩みや心配なことはない

わからない

答えない

無回答



○ 学校以外での不安や悩み（複数回答）

「悩みや心配なことはない」の割合が 63.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 294

家族のこと

友だちのこと

恋愛のこと

お金のこと

性格のこと

健康のこと

外見のこと

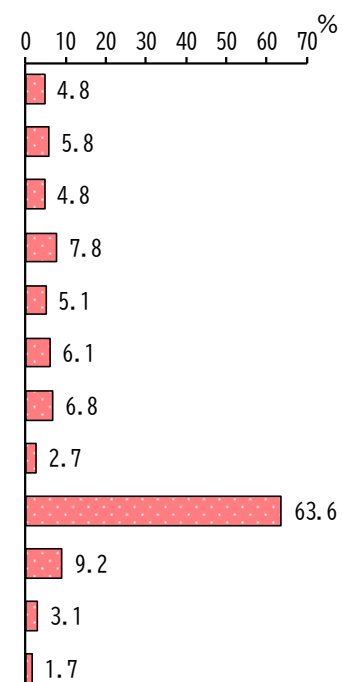
その他

悩みや心配なことはない

わからない

答えない

無回答



3 子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況は次のとおりです。

① 幼稚園・認定こども園（教育部分）

幼稚園・認定こども園は、令和4年度（2022年度）を除き、実績値が計画値を上回って推移しています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値		5,001	5,031	5,031	4,537
実績値	特定教育・保育施設	3,717	3,747	3,387	3,166
	確認を受けない 幼稚園	1,480	1,480	1,410	1,410
	実績値 計	5,197	5,227	4,797	4,576

② 認可保育所等

認可保育所等は令和5年度（2023年度）の2号認定において、実績値が計画値を下回っています。2号認定、3号認定（0歳、1～2歳）ともに増加が続いています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値	2号認定	4,332	4,731	4,911	5,096
	3号認定（0歳）	837	864	885	969
	3号認定 （1～2歳）	2,452	2,669	2,814	3,059
	3号認定 計	3,289	3,533	3,699	4,028
実績値/ 利用定員	2号認定	4,390	4,787	4,886	5,056
	3号認定（0歳）	836	903	923	969
	3号認定 （1～2歳）	2,492	2,776	2,880	3,059
	3号認定 計	3,328	3,679	3,803	4,028

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業の概況は以下のとおりです。

① 利用者支援事業

利用者支援事業は、計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値	特定型・基本型	1	1	2	2
	母子保健型	4	4	4	4
実績値	特定型・基本型	1	1	2	2
	母子保健型	4	4	4	4

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値	9	9	9	10
実績値	9	9	10	11

③ 一時預かり事業

一時預かり事業は、概ね計画値通りとなっています。一時預かり事業の中でも、一般型は増加が続いています。

<幼稚園型>

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値	2	2	2	2
実績値	1	1	1	2

<一般型>

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値	25	28	29	30
実績値	31	36	42	50

④ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、計画値を実績値が大きく上回っています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人、か所）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値	確保量	2,160	2,880	2,880	2,880
	実施箇所	3	4	4	4
実績値	確保量	3,252	6,396	5,358	4,860
	実施箇所 (病児対応型)	4	5	5	5
	実施箇所 (病後児対応型)	1	2	3	4

⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の利用会員数は、令和4年度（2022年度）まで、計画値を下回っていますが、増加が続き、令和5年度（2023年度）には計画値を上回っています。提供会員数はいずれの年度も計画値を実績値が下回っています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値	利用会員数	1,307	1,307	1,307	1,307
	提供会員数	245	245	245	245
実績値	利用会員数	1,122	1,156	1,211	1,336
	両方会員数	45	41	42	31
	提供会員数	173	168	171	181

⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値	6	6	6	6
実績値	6	6	8	9

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値（訪問数）	2,102	2,133	2,169	2,213
実績値（訪問数）	2,232	2,170	2,293	2,281

⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業の受診者数は、計画値を下回り推移しています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：回）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値（延べ回数）	29,862	30,366	30,982	31,290
実績値（延べ回数）	25,362	26,385	25,771	25,055

注：計画値（延べ回数）は、計画値（妊婦健診対象人数の見込量）×14回から算出。

⑨ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問数は、増減を繰り返しながら推移していますが、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：人）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値（訪問数）	252	255	260	265
実績値（訪問数）	307	266	289	177

⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：か所）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値		74	82	89	96
実績値		77	86	94	100
(内訳)	公立	16	16	16	16
	民間	61	70	78	84

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、実績値が計画値を下回っていますが、実際の必要量に対しては、すべて供給ができています。

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値（物品購入費等）	15	15	15	15
実績値	7	6	4	1
計画値（副食費）	300	300	300	300
実績値	134	105	103	80

⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、概ね計画値通りとなっています。

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】（単位：クラブ）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値		121	136	151	166
実績値		118	132	150	157
(内訳)	公設公営	56	63	71	70
	公設指定管理者	2	2	2	2
	公設民営	7	7	8	7
	民設民営	53	60	69	78

注：クラブ数は、定員40人規模（支援の単位）で算出。

⑬ 放課後子供教室

放課後子供教室については、実績値が計画値を下回っていますが、学校側が示す実施予定回数に対しては概ね実施することができています。

(単位：回)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値（イベント実施回数）	168	183	198	213
実績値	72	59	101	112

⑭ 放課後子供教室の定期開催実施校

放課後子供教室の定期開催実施校は、令和4年度（2022年度）以降増加しており、量の見込みを上回って推移しています。

(単位：校、回)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画値（学校数）	3	3	3	4
実績値	3	3	3	4
計画値（イベント実施回数）	320	330	340	390
実績値	287	269	390	445

4 「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の評価

当市では、毎年「つくば市子ども・子育て会議」において事業の実施状況に関する点検・評価を実施しており、その結果をホームページで公表してきました。

(1) 重点事業の評価

「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」では下記①～③の重点事業を設定し、積極的に事業の推進を図ってきました。

令和5年度（2023年度）の44事業^(注)についての評価は、「A：計画通り又は計画に先行して進んでいる」が72.7%、「B：おおむね計画通り」が27.3%です。「C：遅れが生じている」、「D：大幅に遅れが生じている」はありませんでした。

注：数量目標を設定していない（A～Dによる評価ができない）事業は含んでいません。

評価	進捗度（実際の確保数値/目標確保数値）	
A	計画通り又は計画に先行して進んでいる	100%以上
B	おおむね計画通り	80%～100%未満
C	遅れが生じている	50%～80%未満
D	大幅に遅れが生じている	50%未満

① 教育・保育の見込量と確保方策

保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応し、待機児童の解消を図るとともに、幼児教育に対する多様化した市民ニーズに対応するため、市内の保育所・幼稚園・認定こども園について、公立・私立の特徴をいかし、整備・推進を図りました。

重点事業	評価		
教育保育の見込量 (全体)	1号認定		A
	2号認定		A
	3号認定	0歳児	A
		1・2歳児	A
①教育保育の見込量 (北部エリア)	1号認定		A
	2号認定		B
	3号認定	0歳児	A
		1・2歳児	B
②教育保育の見込量 (中央部エリア)	1号認定		A
	2号認定		A
	3号認定	0歳児	A
		1・2歳児	A
③教育保育の見込量 (南部エリア)	1号認定		A
	2号認定		A
	3号認定	0歳児	A
		1・2歳児	A

② 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

子どもとその保護者の身近な地域において子ども・子育て支援事業を実施し、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等に努め、関係機関との連絡調整を図りました。

重点事業	評価		
①利用者支援事業	基本型・特定型		A
	母子保健型		A
②地域子育て支援拠点事業	施設数		A
	出張ひろば数		A
③一時預かり事業	幼稚園型	在園児対象型	A
		施設数	A
	幼稚園型以外	全体	A
		うち一時預かり	A
		施設数	A
④病児保育事業	病児対応型		A
	施設数		A
⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	全体		B
	うち就学後		B
	提供会員数		B
⑥子育て短期支援事業	確保人数		A
	施設数		A
⑦乳児家庭全戸訪問事業			B
⑧妊婦健康診査事業	延べ回数		B
⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業			B
⑩時間外保育事業（延長保育事業）			A
⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	物品購入費等		B
	副食費		B
⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			
⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	新たに開設する公設児童クラブの箇所数		A
	新たに開設する公設児童クラブのクラブ数		A
	新たに開設する民間児童クラブのクラブ数		A
⑭放課後子供教室	放課後子供教室のイベント開催	イベント実施回数	B
	放課後子供教室の定期開催実施校（交流ひろば）	学校数（交流ひろば数）	A
		イベント実施回数	B

③ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、また、新制度に移行していない幼稚園にかかる就園奨励費の支給との連続性にも配慮し、次に示す給付方法を基本として継続して検討を行いました。

重点事業	評価
①子育てのための施設等利用給付について	
②茨城県との連携について	

(2) 成果指標の評価

「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」において、市民による当市の子ども・子育て支援施策の総合評価として計画全体の成果指標を設定しています。

「保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合」「放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思う保護者の割合」が改善している一方で、「つくば市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合」「子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合」は悪化しています。

成果指標項目	策定値 H30 年度 (2018 年度)	目標値 R6 年度 (2024 年度)	現状値 R5 年度 (2023 年度)	評価	備考
基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む					
つくば市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合	59.9%	70.5%	55.6%	×	「子育てしやすい」と「どちらかといえば子育てしやすい」の計
子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合	9.2%	6.2%	13.6%	×	「非常に不安や負担を感じる」
基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む					
保育所等の待機児童ゼロ (4月1日時点)	131人	0人	1人	○	
保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合	63.7%	68.0%	73.8%	○	「良い」と「まあ良い」の計
基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む					
放課後児童クラブ待機児童ゼロ(5月1日時点)	119人	0人	94人	○	
放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思う保護者の割合	48.3%	53.0%	83.1%	○	「良い」と「まあ良い」の計

○＝改善 △＝横ばい（標本誤差の範囲内の変化） ×＝悪化

注：策定値は第2期つくば市子育てアンケート就学前調査結果（平成30年11月実施）より。

5 子ども・子育て支援にかかわる課題

(1) 第2期子ども・子育て支援プランの課題

① 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的な支援の展開について

当市では、安心して出産できる環境を整え、母子保健事業と子育て支援事業それぞれを、関係機関が連携し、継続的・包括的に実施してきました。

アンケート調査において、子育てに関する相談窓口の認知度をみると、「つくば市子育て総合支援センター」や「保健センター」を知っている人が6割以上となっています。利用希望については、「家庭児童相談」や「家庭教育学級」、「子育てコーディネーター」等幅広い利用希望があります。一方、子育てに不安や負担を感じる保護者も多く、子育てに関する相談支援事業については、今後も、サービス利用の必要性のある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供の充実を進めるとともに、相談・利用がしやすい環境づくりを進め、切れ目のない包括的な支援を展開することが必要です。

また、発達や養育に悩む家庭への支援強化が求められています。アンケート調査では、子どもの健康や発育に関する悩みが多く、産後の不安や負担も大きくなっています。特に「十分な睡眠がとれない」や「心身の疲れ」が大きな問題となっています。支援のニーズとしては、母親が休息できるサービスや育児と家事を両立するための経済的支援、子どもを預けるサービス等が挙げられています。

そのため、周産期に求められる様々なニーズに対して、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を図るとともに、予期せぬ妊娠等に悩む方が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める必要があります。

② 幼児教育・保育の適正な量の確保と質の向上について

アンケート調査において、フルタイムで働く就学前児童の保護者が増加しており、認可保育所等の利用も増加傾向にあります。その一方で、今後ニーズの低下が見込まれるような地域についても検討が必要であることから、地域ごとの子どもの人口や保育ニーズを勘案し、共働き世帯や多様化する変則的な勤務をする保護者の多様なニーズに対応するため、既存施設の有効活用も含めた、教育・保育サービスの充実の検討が必要です。

保育所等の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの事業については、利用を希望する人が多くなっていることから、一時預かり施設の充実を図り、さらにWebなどの活用により事業を利用しやすくする工夫が必要です。

また、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材確保・育成・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めることが必要です。

さらに、子どもの豊かな育ちを促進するため、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが必要です。

また、障害のある子どもや医療的ケア児、外国にルーツをもつ子どもといった様々な背景をもつ子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていくことが必要です。

③ 地域や放課後における子どもの居場所づくりについて

「こども大綱」や「こどもの居場所づくりに関する指針」では、全ての子どもや若者が安心・安全に過ごせる多様な居場所づくりが必要とされています。

そのような中で、アンケート調査では、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、放課後の時間に過ごさせたい場所について、「自宅」が最も多く、次いで「習い事」や「児童クラブ」となっています。また、子どもの学校以外の地域活動やグループ活動については、「参加経験がある」と「今後参加させたい」が合わせて半数を超えています。

当市においても、このような多様なニーズを踏まえた居場所を地域や民間事業者と連携して適正に確保していくことや人材確保のための処遇改善等が必要です。

また、加えて、障害のある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国にルーツをもつ児童等配慮が必要な児童についても、放課後の居場所を引き続き確保していくことが必要です。

(2) 第3期子ども・子育て支援プランから新たに追加する課題

① 子どもの権利に関すること

子どもの権利について、アンケート調査によると、「子どもの権利条約」の認知度は保護者で3割、小学生本人で1割となっており、保護者が子どもの権利の中で特に大切だと思うことは「自分の考えを自由に言えること」が最も高い割合で、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」が高くなっています。今後は、子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成が必要です。また、子どもや若者が理解しやすい方法で情報提供を行い、子どもの権利について知る機会を創出することが求められます。

② 子ども・若者育成支援に関すること

若者が直面するさまざまな困難や課題については、幼児期、学童期の経験が大きく影響を与えることがあります。

幼児期における親や養育者との触れ合いや愛着形成が、その後の社会的な関係や自己評価に大きな影響を与え、学童期においても、言語やコミュニケーションスキルの欠如は、学校での学業や友人関係に影響を及ぼし、自己肯定感にも関係します。特に学習障害やいじめなどの困難な状況を抱えている子どもや若者は、その後の人生における困難や課題を抱えがちです。このような状況に置かれている子どもや若者に対して切れ目のない支援の基盤づくりが必要です。

第3章 計画の理念・基本目標

1 基本理念

「つくば市未来構想・戦略プラン」では、「つながりを力に未来をつくる」をまちづくりの理念としています。この理念の実現に向け、子ども・若者の分野の目指すまちの姿として「未来をつくる人が育つまち」を掲げ、子育て環境が充実した、親子が一緒に楽しみながら成長できるまち、子どもたちが自分の好きなことを見つけ、個性を伸ばしながら未来を切り拓いていく力を育めるまちを目指しています。

また、「こども大綱」においては、子どもや若者への必要なサポートが年齢で途切れてしまうことなく、子どもや若者を、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示しており、当市においても、基本理念にのっとり、つくば市で暮らすすべての子どもが幸せに暮らしていくことができるよう、切れ目のない支援の基盤づくりの充実を図っていきます。

【 基 本 理 念 】

子どもが まんなか つくばのまち

2 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。また、本章では基本目標に紐づく基本方針及び、基本事業について体系化し、その中身については第4章（施策の展開）にてとりあげます。

基本目標1 子どもの意見の尊重及び権利を守る

～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の保障～

すべての子どもが自らの意見を安心して表明できるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討します。聴取に当たっては、自ら声を上げにくい子どもの意見も取り入れられるよう留意し、意見や提案を当市の未来に反映できる仕組みを目指します。

基本方針（1）子どもの権利の保障

すべての子どもや若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための周知や啓発を行います。また、子どもや若者だけでなく、子ども・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人への情報提供を推進します。

基本方針（2）子どもの意見表明の機会の充実

子どもや若者が自由に意見を表明しやすい、環境整備と気運の醸成に取り組むとともに周知啓発を図ります。

基本目標２ たしかな生命と元気を育む

～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

乳児期や幼児期は、子どもの生涯にわたる成長・発達の基礎を培い、未来を拓く力につながる生命力と活力を養う重要な時期です。家庭における子育ての環境によって、その育ちが阻害されることがないように妊娠期からの支援が重要であるとともに、子育て家庭が様々な悩みや不安を感じたときに孤立して子育ての力を失ってしまわないように継続的に、また周囲の力によって、関係を保つ必要があります。

そこで、妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針（１）継続的・包括的な支援及び環境の充実

子育て中の保護者が安心して子育てができるよう、多様な保護者のニーズに応じた支援や環境を充実します。また、「こども未来センター」を中心に、児童福祉と母子保健が連携・協働し、子育てに不安を抱える保護者や子どもの支援を包括的に行います。

基本方針（２）発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細やかな支援の推進を図ります。

基本目標3 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～

幼児教育・保育施設は、子どもが周囲の人々から見守られるなかで、日々、楽しく、安心して暮らす場であると同時に、そこでの学びにつながる遊び等を通じて、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、望ましい未来に向けて自らの力を試し、確かめ、培う場である必要があります。また、そのことで、義務教育以降の教育を受け入れる素地も形づくられます。

そこで、保護者の利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保する適正な量の確保と、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、つくば保育の質ガイドライン^(注)等を活用した質の向上の両輪で幼児教育・保育環境の充実を図ります。

基本方針（１）教育・保育の提供体制の整備

入所待ち児童の解消及び教育ニーズへの対応のため、質の高い教育・保育を提供できるよう取組を進めていきます。

基本方針（２）子どもの豊かな育ちの促進

すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員に対する育ちと学びの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校教育への円滑な接続を図ります。

注：国が定める保育所保育指針などを踏まえ、「安心の子育てができるつくば」を目指していくため平成31年度に策定したものです。保育に関わる一人ひとりが「つくば保育の質ガイドライン」を活用し、また、つくばらしさや地域の資源もいかしながら子どもたちを支え、市内のどの保育施設においても質の高い保育が受けられるよう、具体的な保育の方向性や守るべき事項を定めています。

基本目標4 主体的にして広く豊かな経験を育む

～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

学童期は、幼児期の発達的特徴を残しつつ、青年期の発達的特徴が芽生える時期であり、子どもの活動の場も広がっていきます。そして、広がった活動の場で様々な経験を積むことで、自主性や社会性など、自身の、そして社会の未来を拓く力を身につけていくことになります。

そこで、市民の協力を得ながら当市の特色をいかした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に、子どもたちが楽しく主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針（１）特色をいかした放課後等の居場所の整備

保育を必要とするすべての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を進めるとともに、すべての子どもが安全・安心で主体的な遊びと学びの活動ができるよう市民と力をあわせて当市の特色をいかした放課後等の居場所の整備を図ります。

基本方針（２）子どもが主体的に活動するための支援の充実

子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進するため、放課後児童クラブの従事者や放課後子供教室の参画者の連携を支援するとともに、特別な配慮を必要とする児童の受入れを支援します。

基本目標5 子ども・若者の育成支援 ～子ども・若者とその家族の支援～

すべての子ども一人ひとりが、人と人とのつながりにより、自主的に持続可能な社会をつくるための力を育むとともに、当市の多様な資源をいかし実際の体験を通して自ら学ぶことにより学びの基礎作りを図ります。

また、すべての子どもや家庭の相談事に対する専門性を持った支援体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談支援体制の更なる強化を図ります。

基本方針（１）すべての子ども・若者の健やかな育成

すべての子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域および関係機関が連携して支援します。

基本方針（２）困難を抱える子ども・若者やその家族の支援

社会的な自立のための支援を必要とする子ども・若者に対し、社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関はもとより、当事者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行います。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本方針]

[基本事業]

子どもがまんなかつくばのまち

1 子どもの意見の尊重及び権利を守る

～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の保障～

(1) 子どもの権利の保障

子どもの権利についての周知・啓発

(2) 子どもの意見表明の機会の充実

子どもの意見表明の機会の確保

2 たしかな生命と元気を育む

～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

(1) 継続的・包括的な支援及び環境の充実

①子育てしやすい環境整備事業
②こども家庭センター事業（こども未来センター【母子保健】）

(2) 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

①産前・産後のサポート／ケア事業
②児童発達支援センターとの連携
③こども家庭センター事業（こども未来センター【児童福祉】）

3 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

～幼児教育・保育の環境の充実～

(1) 教育・保育の提供体制の整備

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業
②保育人材の確保事業

(2) 子どもの豊かな育ちの促進

①幼児教育及び保育の推進事業
②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

4 主体的にして広く豊かな経験を育む

～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

(1) 特色をいかした放課後等の居場所の整備

①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）
②放課後子供教室推進事業
③子どもの居場所・学習支援事業

(2) 子どもが主体的に活動するための支援の充実

①新・放課後子ども総合プラン及び放課後児童対策パッケージの継続的な運営事業
②特別な配慮を必要とする児童の支援事業
③遊びの機会と場の充実

5 子ども・若者の育成支援

～子ども・若者とその家族の支援～

(1) すべての子ども・若者の健やかな育成

①学びにつながる育成の推進
②健やかな心と体の育成及び健康教育の推進と多様性に関する意識の醸成
③つくばの多様な資源を活かした体験や自らの気づきを通じた学びの推進

(2) 困難を抱える子ども・若者やその家族の支援

①社会的な自立に向けた取組及び自殺対策の推進
②ヤングケアラー支援

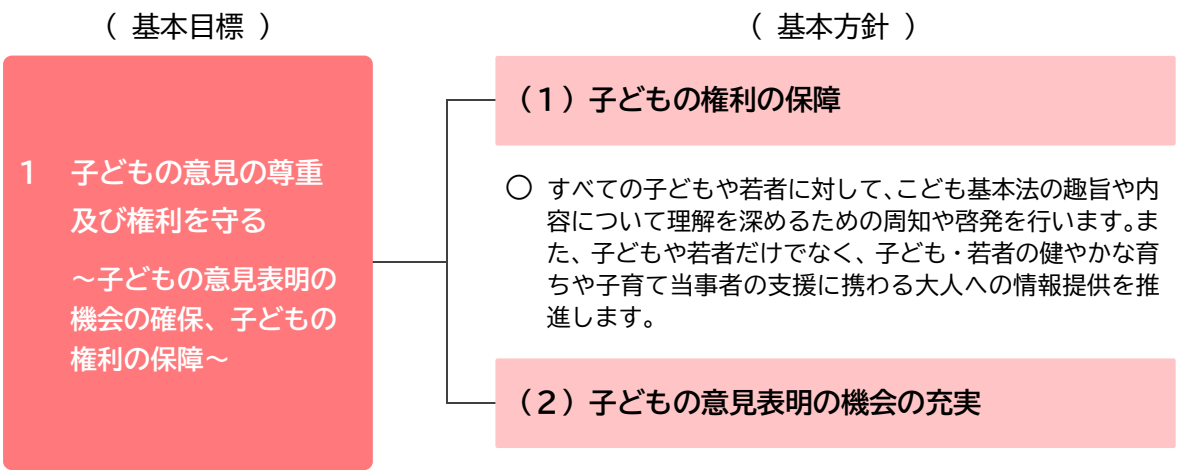
第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの意見の尊重及び権利を守る ～子どもの意見表明の機会の確保、子どもの権利の保障～

【 目標値 】

指標		指標	
「子どもの権利条約」について内容を知っている保護者の割合		親や家族の人にもっとあなたの意見を聞いてほしいと思う小学生の割合	
計画策定時	目標(令和11年度)	計画策定時	目標(令和11年度)
就学前：29.2% 小学生：27.3%	50.0%	24.8%	10.0%

【 基本方針 】



(1) 子どもの権利の保障

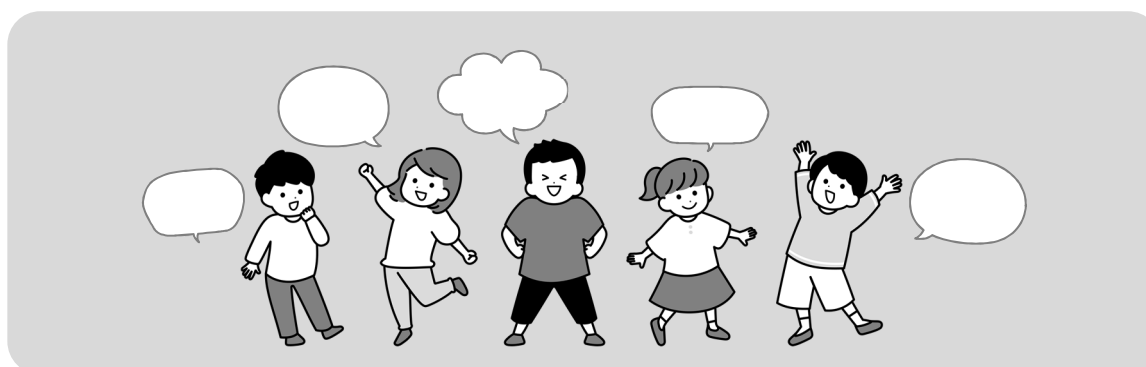


【基本事業】

子どもの権利についての周知・啓発

- こども基本法に基づき、「子どもの権利」についての周知・啓発を図るため、行政だけでなく、当事者である子どもを含めた広く市民を対象とし、情報発信等、身近なことから様々な機会の活用を図ります。

(2) 子どもの意見表明の機会の充実



【基本事業】

子どもの意見表明の機会の確保

- 当市では、「世界のあしたが見えるまち」というビジョンのもと、「誰一人取り残さない」包摂の精神に基づき、子ども本人の意見も尊重します。そのために子どもが自分の意見を主体的に発言できるよう、意見を形成する力を養うとともに、意見表明する機会を図ります。

基本目標 2 たしかな生命と元気を育む ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

【 目標値 】

指標	
つくば市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合	
計画策定時	目標(令和 11 年度)
55.6%	70.5%

指標	
子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合	
計画策定時	目標(令和 11 年度)
13.6%	6.2%

【 基本方針 】

(基本目標)

2 たしかな生命と元気を育む
～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

(基本方針)

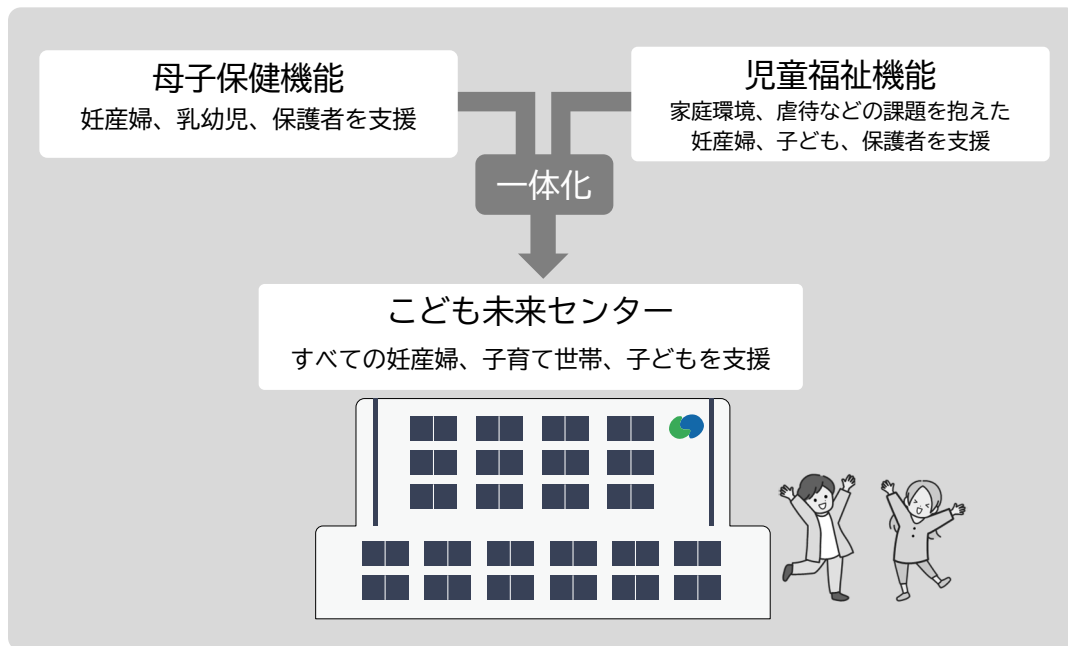
(1) 継続的・包括的な支援及び環境の充実

- 子育て中の保護者が安心して子育てができるよう、多様な保護者のニーズに応じた支援や環境を充実します。また、「こども未来センター」を中心に、児童福祉と母子保健が連携・協働し、子育てに不安を抱える保護者や子どもの支援を包括的に行います。

(2) 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

- 配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細やかな支援の推進を図ります。

(1) 継続的・包括的な支援及び環境の充実



【基本事業】

① 子育てしやすい環境整備事業

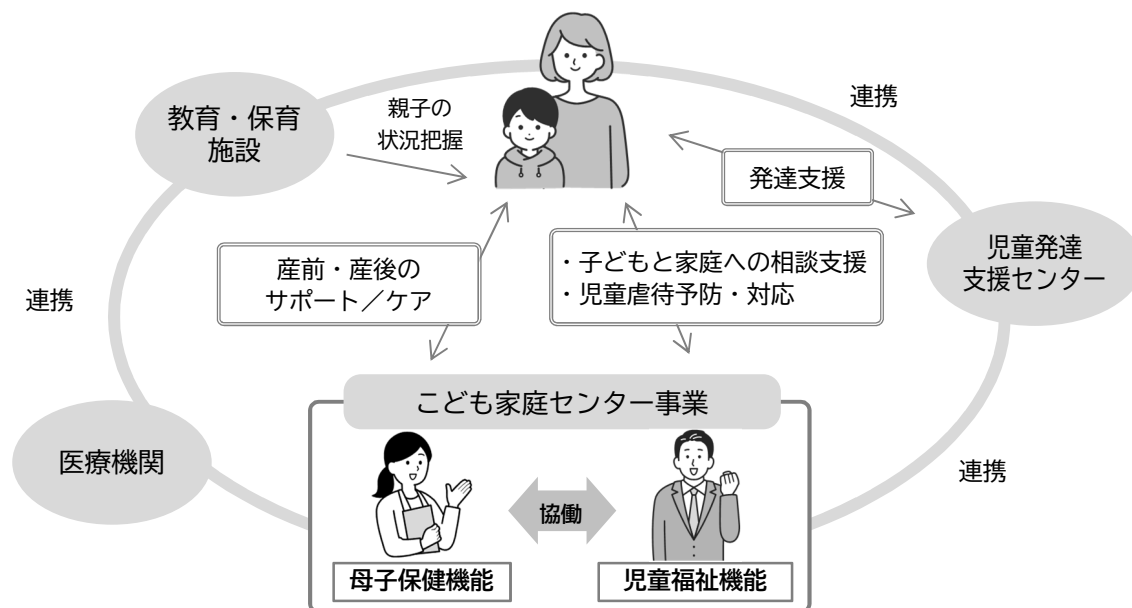
- 突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実、また、子育て世帯同士、地域とのつながりの創出や各種子育て支援を実施する施設として地域子育て支援拠点の設置など、保護者が安心して子育てできる環境の整備を図ります。

② こども家庭センター事業（こども未来センター【母子保健】）

- こども家庭センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う機関として、児童福祉法及び母子保健法に定められています。当市では令和6年4月に「こども未来センター」という名称で、こども家庭センターを設置しました。

こども未来センターの母子保健担当では、妊娠・出産期から子育て期（主に乳幼児期まで）における、妊産婦健診、乳幼児健診等の母子健診事業を行うとともに、妊娠届出時の妊婦面談、あかちゃん訪問時の養育者面談等の機会を活用し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦・子育て世帯が安心して産み育てられるよう、伴走型相談支援を行います。

(2) 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実



【 基本事業 】

① 産前・産後のサポート／ケア事業

- 妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、施設に宿泊または日帰りで利用する助産師等が行う産後ケア（短期入所型・通所型）、助産師が自宅に訪問する産後ケア（訪問型）を行います。また、保健師等が家庭訪問による相談支援を行う養育支援訪問やボランティアによる妊産婦に寄り添った相談支援を行うホームスタート事業も行います。

② 児童発達支援センターとの連携

- こども家庭センター事業（こども未来センター）や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家族を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

③ こども家庭センター事業（こども未来センター【児童福祉】）

- こども家庭センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う機関として、児童福祉法及び母子保健法に定められています。当市では令和6年4月に「こども未来センター」という名称で、こども家庭センターを設置しました。

こども未来センターの児童福祉担当では、妊娠・出産期から子育て期（18歳未満の児童まで）を対象とするこども家庭相談において、子育ての不安、家庭の悩みから児童虐待、家庭環境に関することまで様々な相談に応じ必要なサービスにつなぐと共に、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。

基本目標3 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む ～幼児教育・保育の環境の充実～

【 目標値 】

指標	
保育所等の待機児童ゼロ (4月1日時点)	
計画策定時	目標(令和11年度)
0人	0人

指標	
保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合	
計画策定時	目標(令和11年度)
73.8%	85.0%

【 基本方針 】

(基本目標)

3 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む
～幼児教育・保育の環境の充実～

(基本方針)

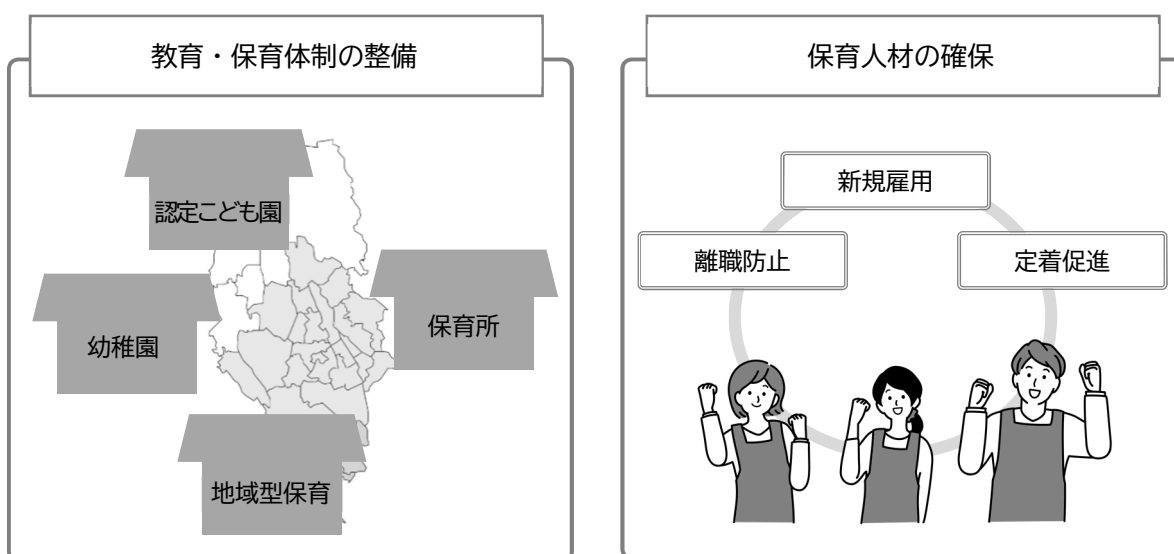
(1) 教育・保育の提供体制の整備

- 入所待ち児童の解消及び教育ニーズへの対応のため、質の高い教育・保育を提供できるよう取組を進めていきます。

(2) 子どもの豊かな育ちの促進

- すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員に対する育ちと学びの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校教育への円滑な接続を図ります。

(1) 教育・保育の提供体制の整備



【基本事業】

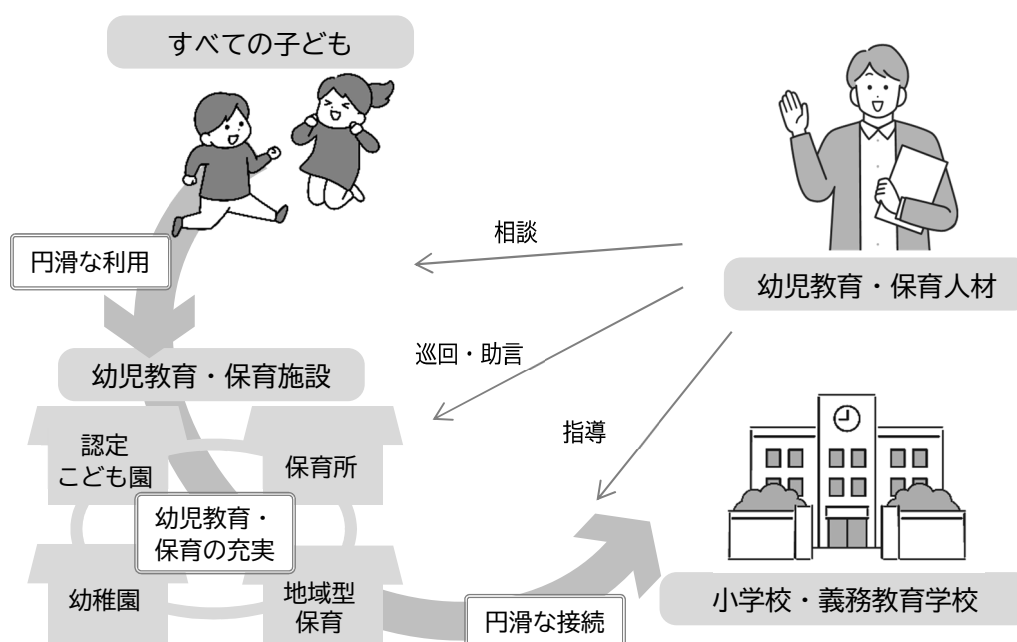
① 教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

- 待機児童0人の維持を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。
- 利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

② 保育人材の確保事業

- 保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。
- 保育士等によれば長く働くことができる保育所等となるように、保育士等の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

(2) 子どもの豊かな育ちの促進



【基本事業】

① 幼児教育及び保育の推進事業

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育園・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

② 特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

- 当市は約 150 の国と地域から多数の外国籍の方が集まった都市であるため海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国にルーツをもつ幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。
- 発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

基本目標4 主体的にして広く豊かな経験を育む ～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

【 目標値 】

指標	
放課後児童クラブ待機児童ゼロ (5月1日時点)	
計画策定時	目標(令和11年度)
0人	0人

指標	
放課後の子どもの生活を豊かにする 事業が良好だと思ふ保護者の割合	
計画策定時	目標(令和11年度)
83.1%	90.0%

【 基本方針 】

(基本目標)

4 主体的にして広く豊かな経験を育む
～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

(基本方針)

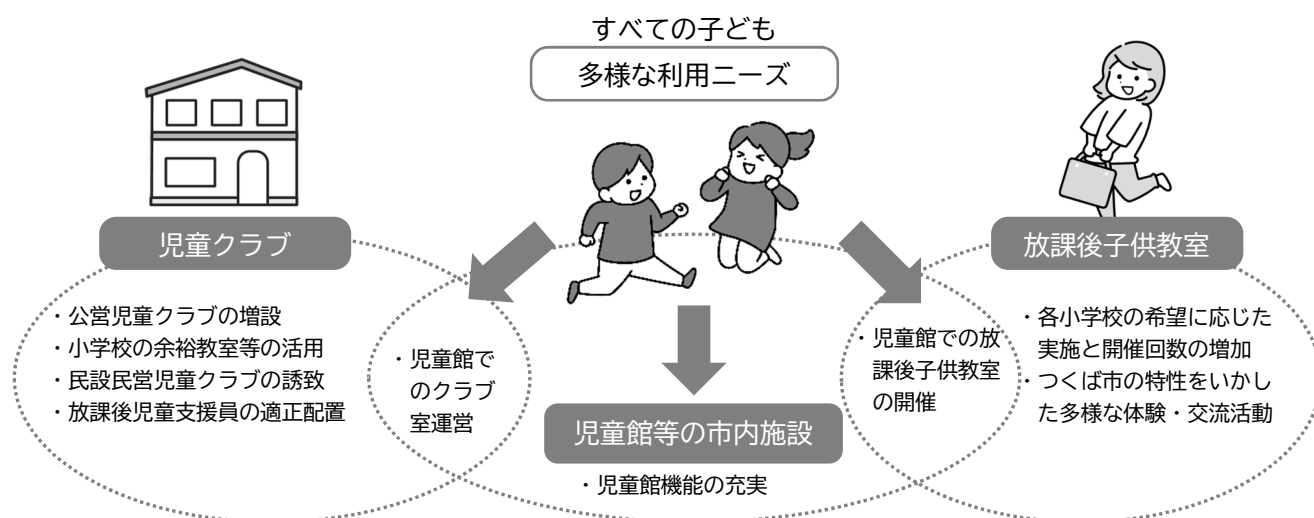
(1) 特色をいかした放課後等の居場所の整備

- 保育を必要とするすべての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を進めるとともに、すべての子どもが安全・安心で主体的な遊びと学びの活動ができるよう市民と力をあわせて当市の特色をいかした放課後等の居場所の整備を図ります。

(2) 子どもが主体的に活動するための支援の充実

- 子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進するため、放課後児童クラブの従事者や放課後子供教室の参画者の連携を支援するとともに、特別な配慮を必要とする児童の受入れを支援します。

(1) 特色をいかした放課後等の居場所の整備



【基本事業】

① 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

- つくばエクスプレス沿線開発地域などによる人口の増加が続いており、当市の放課後児童クラブニーズは依然高まっています。その中で、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の基準に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなど、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。
- 子ども一人ひとりの「遊びの場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、国の基準に従い、放課後児童支援員の適正配置を行い、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図っていきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、児童クラブに対する処遇改善の補助金の拡充をしていきます。

② 放課後子供教室推進事業

- 放課後子供教室の事業拡充のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。
- 当市では放課後子供教室の専用スペース「交流ひろば」が4か所あり、児童のニーズに応えるべく様々な体験活動等の行事を実施しており、この事業の一役を担っています。専門的知識を有する講師による魅力的な行事を行い、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っています。
- 市内全小学校、義務教育学校を対象に、各学校のニーズに応じた放課後子供教室のプログラムを実施するとともに、児童の放課後の居場所の一つとして、開催回数を増やしていきます。

③ 子どもの居場所・学習支援事業

- 経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

(2) 子どもが主体的に活動するための支援の充実



【基本事業】

- ① 新・放課後子ども総合プラン及び放課後児童対策パッケージの継続的な運営事業
 - 放課後のすべての子どもが主人公となり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。
 - 当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用し、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを継続的に実践しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学生の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。
 - 児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進し、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。
 - 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携した実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。
 - 放課後の学校施設を活用したアフタースクールでは、子どもたちが自ら「好き」や「得意」を見つけられるよう、様々な活動を体験できる居場所を提供していきます。

② 特別な配慮を必要とする児童の支援事業

- 障害のある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国にルーツをもつ児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

③ 遊びの機会と場の充実

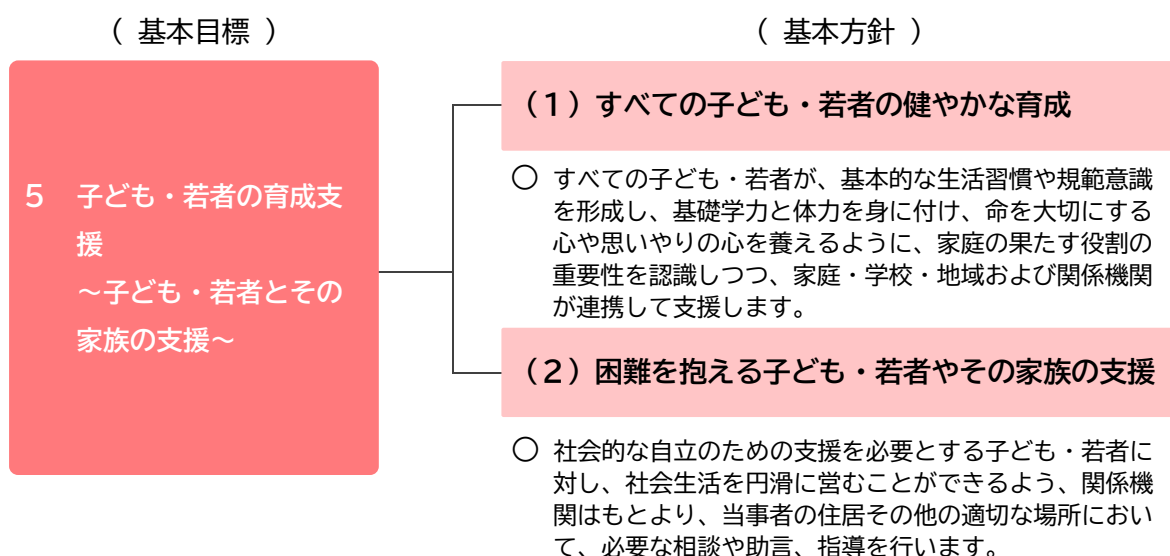
- 子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

基本目標 5 子ども・若者の育成支援 ～子ども・若者とその家族の支援～

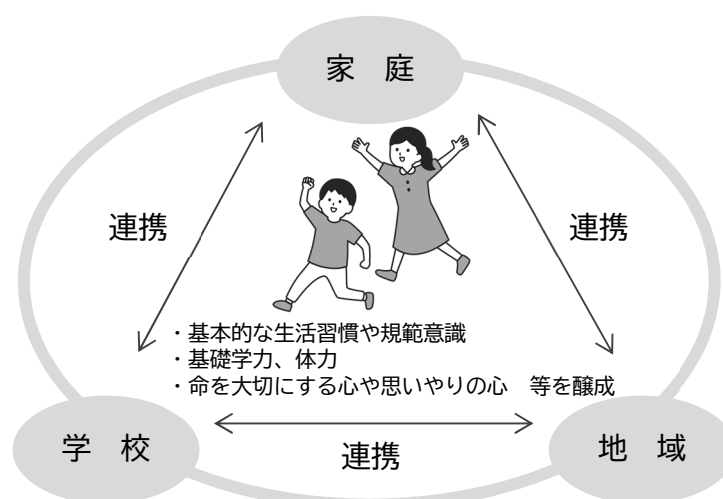
【 目標値 】

指標	
自分にはよいところがあると思う 小学生の割合	
計画策定時	目標(令和11年度)
74.9%	85.0%

【 基本方針 】



(1) すべての子ども・若者の健やかな育成



【基本事業】

① 学びにつながる育成の推進

- すべての子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、学びへの意欲を支援することで、命を大切にする心や思いやりの心、好奇心や探求心、協調性・忍耐力など、将来の社会を生きる力を育みます。

② 健やかな心と体の育成及び健康教育の推進と多様性に関する意識の醸成

- 子どもの個性や発達等の状況に合わせ、本人が心身ともに健やかに成長できるよう、栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣、食事のバランスや食べ方について、学校・家庭・地域が連携し、普及・啓発を図ります。
- 学校や家庭、地域などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を決定し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、互いを尊重し認め合う意識を醸成します。
- 不登校児童生徒支援に関しては、不登校は問題行動ではないという認識の下、学校に登校することのみを目標にするのではなく、社会的自立に向けた力を育み、一人ひとりが幸せな人生を送ることができるよう、児童生徒の視点に立って様々な支援をしていきます。

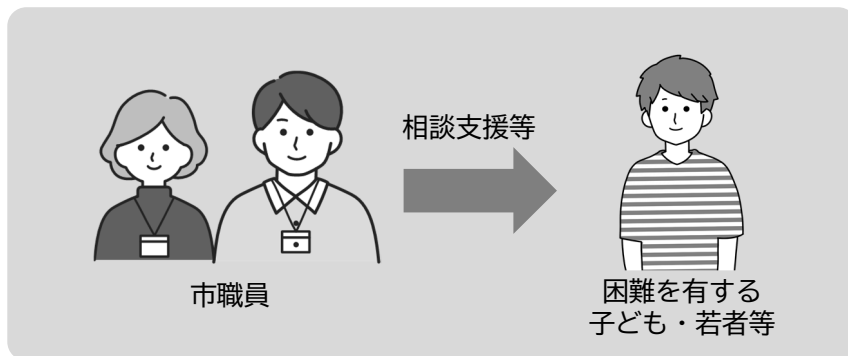
③ つくばの多様な資源を活かした体験や自らの気づきを通じた学びの推進

- 豊かな創造力と想像力、思考力、コミュニケーション力などを養うため郷土・文化、科学技術、スポーツなど、子どもたちが様々な遊びや体験を通し、また学校や地域等の資源をいかしたつながりにより、将来への気づきにつ

ながるとともに、心身を育む機会を創出し、当市の次代の担い手につなげていきます。

- 科学技術を担う人材との交流を通じて、課題を発見する力、情報を整理・分析する力、課題を解決する力などを育む「体験型科学教育」を推進します。

（２）困難を抱える子ども・若者やその家族の支援



【基本事業】

① 社会的な自立に向けた取組及び自殺対策の推進

- ひきこもりの状態にある子どもや若者、その家族に対し、必要に応じた相談支援体制を実施します。
- 自らのこころの健康を保持し、周囲のこころの健康の変化に気づくことができる子どもの育成を図ります。
- 神経発達症（発達障害など）、性的少数者、外国にルーツをもつ子ども、いじめ等の様々な背景がある子どもに対して、その背景を理解し、適切な支援を行います。
- 中高生から 20 代までの若者の居場所や相談、活動の支援などをする場を設置して、行政の支援が入りにくい年代へのサポートを充実させます。

② ヤングケアラー支援

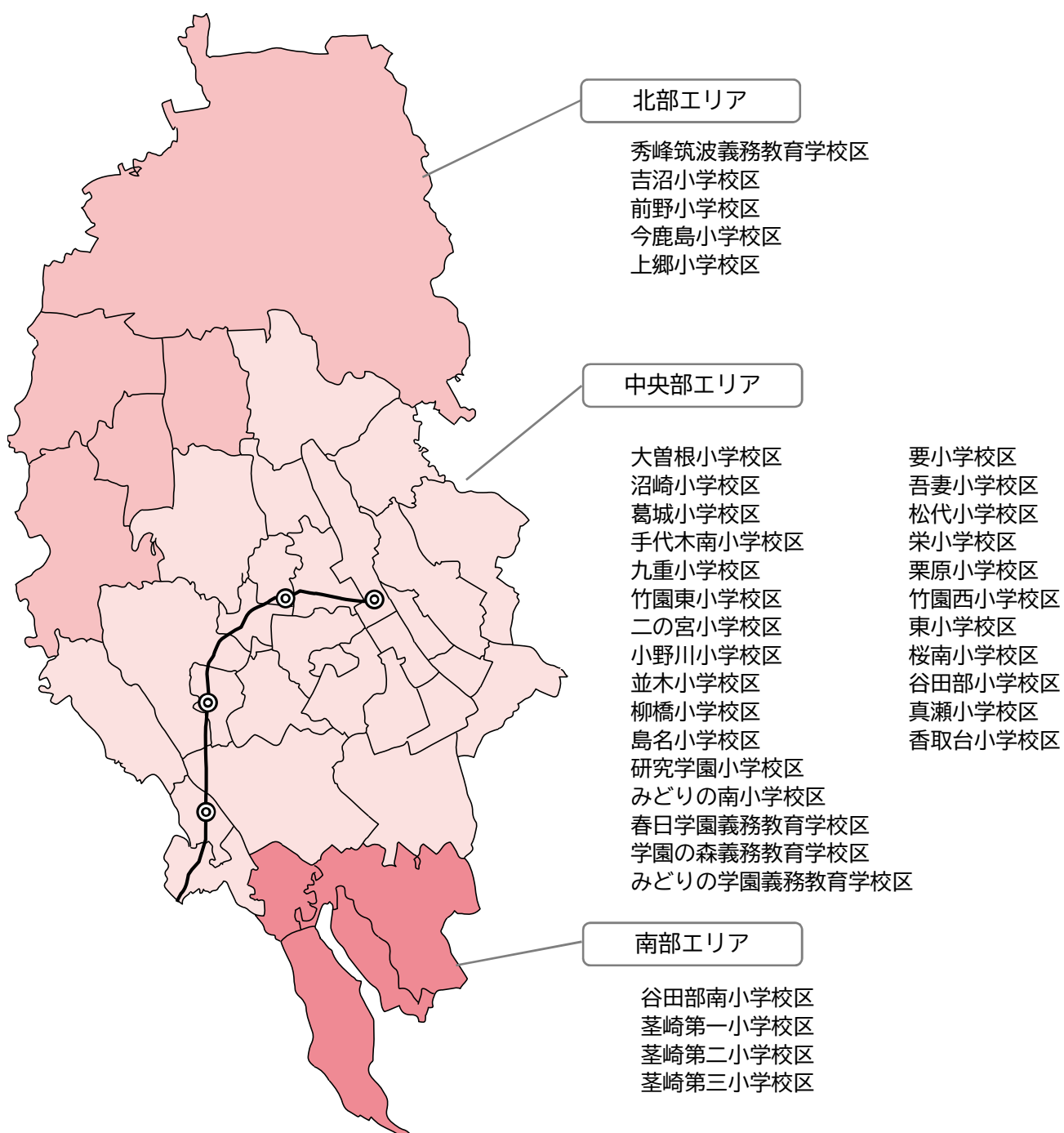
- ヤングケアラーを必要な支援につなぐため、ヤングケアラーへの理解を深める情報を発信するとともに、学校、高齢者や障害者の相談支援事業所等の関係機関の連携や、積極的な情報収集を図り、相談しやすい環境づくりを進めていきます。

第5章 重点事業

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

当市の認可保育所等の申込率やつくばエクスプレス沿線地域の待機児童の発生状況を勘案し、教育・保育提供区域の基本区域として3つのエリアを設定します。



また、地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとの性格や特徴から提供区域を定めます。

- 1) 教育・保育施設、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）及び教育・保育施設と一体的な性格をもつ時間外保育事業は基本区域とします。
- 2) その他の事業は事業の性格から、市全域での提供事業とします。

事業ごとの提供区域

区分	事業	基本 目標	区域	備考
教育・保育施設	保育所	Ⅲ	基本区域	
	幼稚園	Ⅲ		
	認定こども園	Ⅲ		
地域型保育事業	小規模保育事業	Ⅲ	基本区域	
	家庭的保育事業	Ⅲ		
	事業所内保育事業	Ⅲ		
	居宅訪問型保育事業	Ⅲ	市全域	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	Ⅱ	市全域	
	地域子育て支援拠点事業	Ⅱ	市全域	
	一時預かり事業	Ⅱ	市全域	
	病児・病後児保育事業	Ⅱ	市全域	
	子育て援助活動支援事業	Ⅱ	市全域	
	子育て短期支援事業	Ⅱ	市全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	Ⅱ	市全域	
	妊婦健康診査事業	Ⅱ	市全域	
	養育支援訪問事業及び 要保護児童等支援事業	Ⅱ	市全域	
	時間外保育事業	Ⅲ	基本区域	教育・保育施設との 連携
	実費徴収に係る補足給付 を行う事業	Ⅲ	市全域	
	多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業	Ⅲ	市全域	
	放課後児童健全育成事業	Ⅳ	市全域	
	放課後子供教室	Ⅳ	市全域	
	子育て世帯訪問支援事業	Ⅱ	市全域	
	児童育成支援拠点事業	Ⅱ	市全域	
	親子関係形成支援事業	Ⅱ	市全域	
	妊婦等包括相談支援事業	Ⅱ	市全域	
	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	Ⅲ	市全域	
	産後ケア事業	Ⅱ	市全域	

2 人口の見込み

本計画における人口の見込みは、令和5年10月1日時点の住民基本台帳人口を基準として、一般的な推計手法であるコーホート要因法を用いて、小地域・1歳階級で推計しています。

【市全体】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	2,277	2,273	2,240	2,190	2,117
1歳	2,361	2,353	2,325	2,286	2,236
2歳	2,518	2,445	2,411	2,374	2,334
3歳	2,611	2,593	2,488	2,448	2,409
4歳	2,710	2,716	2,669	2,555	2,510
5歳	2,838	2,825	2,796	2,736	2,619
小計	15,315	15,205	14,929	14,589	14,225
6歳	2,897	2,935	2,894	2,853	2,787
7歳	2,858	2,958	2,978	2,927	2,881
8歳	2,908	2,920	2,998	3,010	2,956
9歳	2,892	2,962	2,960	3,030	3,038
10歳	2,827	2,937	2,994	2,986	3,050
11歳	2,794	2,854	2,952	3,002	2,990
小計	17,176	17,566	17,776	17,808	17,702
合計	32,491	32,771	32,705	32,397	31,927

【北部エリア】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	134	141	145	147	145
1歳	140	139	146	149	151
2歳	161	146	145	151	154
3歳	161	166	151	151	156
4歳	178	165	169	156	155
5歳	176	181	170	173	161
6歳	197	180	185	174	177
7歳	203	199	184	188	177
8歳	218	205	201	187	191
9歳	223	220	208	204	190
10歳	231	225	222	210	206
11歳	261	233	228	224	212
合計	2,283	2,201	2,153	2,114	2,076

【中央部エリア】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	2,046	2,037	1,993	1,938	1,872
1歳	2,118	2,110	2,076	2,028	1,974
2歳	2,244	2,190	2,158	2,114	2,066
3歳	2,338	2,312	2,223	2,184	2,139
4歳	2,420	2,435	2,381	2,280	2,238
5歳	2,528	2,527	2,507	2,441	2,336
6歳	2,568	2,619	2,588	2,556	2,486
7歳	2,518	2,624	2,656	2,614	2,577
8歳	2,555	2,576	2,659	2,683	2,637
9歳	2,520	2,605	2,611	2,686	2,706
10歳	2,440	2,562	2,633	2,632	2,702
11歳	2,373	2,463	2,571	2,635	2,631
合計	28,669	29,060	29,056	28,793	28,365

【南部エリア】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	97	96	103	105	101
1歳	103	103	103	109	110
2歳	113	109	109	109	114
3歳	112	116	114	113	113
4歳	113	115	119	118	117
5歳	133	117	119	122	122
6歳	133	136	121	123	125
7歳	137	135	138	124	126
8歳	135	140	137	140	127
9歳	149	137	142	140	142
10歳	156	150	139	144	142
11歳	160	157	152	142	146
合計	1,539	1,510	1,496	1,489	1,486

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 市全体の教育・保育の量の見込みと確保方策

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査等から算出した教育・保育の見込み量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の充実を図ります。

また満3歳児以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との円滑な連携が可能となるように支援します。

計画期間である令和7年度から令和11年度における、市全体の教育・保育の量の見込みと確保方策は次頁に示す通りです。

【令和7年度～令和11年度】

(単位：人)

年度	区分		1号認定	2号認定		3号認定	
				幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児
令和7年度	①量の見込み		2,202	390	4,894	893	3,285
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,673	480	4,910	905	2,835
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業				94	382
		企業主導型保育施設の地域枠			84	31	90
	③確保見込量（②の合計）		3,093	480	4,994	1,030	3,307
	過不足（③－①）		891	90	100	137	22
令和8年度	①量の見込み		2,196	396	5,016	891	3,308
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,673	480	4,968	923	2,934
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業				100	414
		企業主導型保育施設の地域枠			84	31	90
	③確保見込量（②の合計）		3,093	480	5,052	1,054	3,438
	過不足（③－①）		897	84	36	163	130
令和9年度	①量の見込み		2,148	396	5,036	879	3,327
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,673	480	5,076	935	2,994
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業				103	430
		企業主導型保育施設の地域枠			84	31	90
	③確保見込量（②の合計）		3,093	480	5,160	1,069	3,514
	過不足（③－①）		945	84	124	190	187
令和10年度	①量の見込み		2,089	394	5,036	860	3,332
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,673	480	5,076	935	2,994
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業				103	430
		企業主導型保育施設の地域枠			84	31	90
	③確保見込量（②の合計）		3,093	480	5,160	1,069	3,514
	過不足（③－①）		1,004	86	124	209	182
令和11年度	①量の見込み		2,036	392	5,021	831	3,307
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,673	480	5,076	935	2,994
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業				103	430
		企業主導型保育施設の地域枠			84	31	90
	③確保見込量（②の合計）		3,093	480	5,160	1,069	3,514
	過不足（③－①）		1,057	88	139	238	207

注：4月1日時点

(2) エリア別の教育・保育の量の見込みと確保方策

① 北部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生に留意しながら、中央部エリアにある認可保育所等の利用等により対応を図ります。

(単位：人)

年度	区分		1号認定	2号認定		3号認定	
				幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児
令和7年度	①量の見込み		95	32	323	25	208
	②確保方策	特定教育・保育施設	540		530	42	188
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量（②の合計）		960	0	530	42	188
	過不足（③－①）		865	△32	207	17	△20
令和8年度	①量の見込み		94	32	323	25	208
	②確保方策	特定教育・保育施設	540		480	42	178
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量（②の合計）		960	0	480	42	178
	過不足（③－①）		866	△32	157	17	△30
令和9年度	①量の見込み		90	32	323	25	208
	②確保方策	特定教育・保育施設	540		480	42	178
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量（②の合計）		960	0	480	42	178
	過不足（③－①）		870	△32	157	17	△30
令和10年度	①量の見込み		88	32	323	25	208
	②確保方策	特定教育・保育施設	540		480	42	178
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量（②の合計）		960	0	480	42	178
	過不足（③－①）		872	△32	157	17	△30
令和11年度	①量の見込み		87	32	323	25	208
	②確保方策	特定教育・保育施設	540		480	42	178
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量（②の合計）		960	0	480	42	178
	過不足（③－①）		873	△32	157	17	△30

注：4月1日時点 △：過不足（③－①）の不足

② 中央部エリア

教育の提供量については、私立幼稚園・認定こども園において専用バスによる送迎があることから、北部エリア・南部エリアの施設により対応を図ります。

保育の提供量については、令和9年度までは、定員90人規模の保育所整備を基本として、年度末にかけての待機児童の発生状況に留意しながら事業者からの提案状況を勘案し、地域型保育事業の整備も含め柔軟に対応することで確保していきます。

また、つくば市全体でつくば保育の質ガイドラインの活用を含め、施設運営事業者と連携しながら教育・保育の質の向上に取り組んでいきます。

(単位：人)

年度	区分		1号認定	2号認定		3号認定	
				幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児
令和7年度	①量の見込み		2,002	338	4,366	849	2,947
	②確保方策	特定教育・保育施設	1,695	350	4,204	816	2,500
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業				94	382
		企業主導型保育施設の地域枠			84	31	90
	③確保見込量（②の合計）		1,695	350	4,288	941	2,972
	過不足（③－①）		△307	12	△78	92	25
令和8年度	①量の見込み		1,999	344	4,488	847	2,970
	②確保方策	特定教育・保育施設	1,695	350	4,314	835	2,606
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業				100	414
		企業主導型保育施設の地域枠			84	31	90
	③確保見込量（②の合計）		1,695	350	4,398	966	3,110
	過不足（③－①）		△304	6	△90	119	140
令和9年度	①量の見込み		1,954	344	4,508	835	2,989
	②確保方策	特定教育・保育施設	1,695	350	4,422	847	2,666
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業				103	430
		企業主導型保育施設の地域枠			84	31	90
	③確保見込量（②の合計）		1,695	350	4,506	981	3,186
	過不足（③－①）		△259	6	△2	146	197
令和10年度	①量の見込み		1,897	342	4,508	816	2,994
	②確保方策	特定教育・保育施設	1,695	350	4,422	847	2,666
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業				103	430
		企業主導型保育施設の地域枠			84	31	90
	③確保見込量（②の合計）		1,695	350	4,506	981	3,186
	過不足（③－①）		△202	8	△2	165	192
令和11年度	①量の見込み		1,845	340	4,493	787	2,969
	②確保方策	特定教育・保育施設	1,695	350	4,422	847	2,666
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業				103	430
		企業主導型保育施設の地域枠			84	31	90
	③確保見込量（②の合計）		1,695	350	4,506	981	3,186
	過不足（③－①）		△150	10	13	194	217

注：4月1日時点 △：過不足（③－①）の不足

③ 南部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生に留意しながら、中央部エリアにある認可保育所等の利用等により対応を図ります。

(単位：人)

年度	区分		1号認定	2号認定		3号認定	
				幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児
令和7年度	①量の見込み		105	20	205	19	130
	②確保方策	特定教育・保育施設	438	130	176	47	147
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量（②の合計）		438	130	176	47	147
	過不足（③－①）		333	110	△29	28	17
令和8年度	①量の見込み		103	20	205	19	130
	②確保方策	特定教育・保育施設	438	130	174	46	150
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量（②の合計）		438	130	174	46	150
	過不足（③－①）		335	110	△31	27	20
令和9年度	①量の見込み		104	20	205	19	130
	②確保方策	特定教育・保育施設	438	130	174	46	150
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量（②の合計）		438	130	174	46	150
	過不足（③－①）		334	110	△31	27	20
令和10年度	①量の見込み		104	20	205	19	130
	②確保方策	特定教育・保育施設	438	130	174	46	150
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量（②の合計）		438	130	174	46	150
	過不足（③－①）		334	110	△31	27	20
令和11年度	①量の見込み		104	20	205	19	130
	②確保方策	特定教育・保育施設	438	130	174	46	150
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量（②の合計）		438	130	174	46	150
	過不足（③－①）		334	110	△31	27	20

注：4月1日時点 △：過不足（③－①）の不足

4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

子ども・子育てに関わるニーズに対応できるように、事業の拡充やサービスの質の向上に留意して確保方策を推進します。

① 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

児童福祉と母子保健の相談機能を一体的に運営する、こども家庭センターとして市役所に「こども未来センター」を設置し、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のないサポートを実施します。また、市役所で実施する特定型（保育コンシェルジュ）に加えて、子育て総合支援センターで実施する基本型（子育てコーディネーター）の実施により利用者支援の充実を図ります。

（単位：か所）

区分		令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み	基本型・特定型	2	2	2	2	2
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型	2	2	2	2	2
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

利用者の見込み量に対応できるよう、施設の適正な配置及び出張子育て広場の実施箇所の継続的な見直しを行います。

（単位：人、か所）

区分		令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み (年間利用人数)		143,313	141,612	139,724	137,194	133,923
確保方策	施設数	11	12	12	12	12
	出張広場数	7	7	7	7	7

③ 一時預かり事業

■ 幼稚園型

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

認定こども園や私立幼稚園における預かり保育への支援を継続します。

(単位:人、か所)

区分		令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み (1号認定の利用人数)		26,339	26,258	25,676	24,982	24,336
確保 方策	在園児対象型	31,415	31,415	31,415	31,415	31,415
	施設数	7	7	7	7	7

■ 幼稚園型以外

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

保育所・認定こども園の整備にあわせて実施箇所の増加を図ります。

(単位:人、か所)

区分		令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み (年間利用人数)		55,517	55,008	54,119	52,984	51,682
確保 方策	全体	91,349	97,093	99,933	99,883	99,830
	うち一時預かり	89,118	94,878	97,758	97,758	97,758
	施設数	63	67	69	69	69

注：確保方策（全体）には、子育て援助活動支援事業（就学前）を含む。

④ 病児・病後児保育事業

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

過去の利用実績を勘案した量を見込み、利用量の増加に対して、利用者のニーズを考慮した適正な配置に努めます。

(単位:人、か所)

区分		令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み (年間利用人数)		1,162	1,172	1,170	1,159	1,142
確保 方策	病児対応型	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	病後児対応型	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
	体調不良児 対応型	11,760	13,200	13,680	13,680	13,680
	施設数	30	33	34	34	34

⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

会員登録制のため、援助を行う提供会員の確保によって、見込み量に対応できるよう努めます。

(単位:人)

区分		令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み（就学後）		795	813	823	824	819
確保 方策	全体	3,026	3,028	2,998	2,949	2,891
	うち就学後	795	813	823	824	819
	提供会員数	217	220	222	225	228

注:「量の見込み（就学前）」及び「確保方策（就学前）」は、一時預かり事業（幼稚園型以外）に計上。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

実際の利用状況と整備状況を勘案し、量を見込みます。

児童養護施設数には限りがあるため、当事業を委託できる里親を増やすことで利用日数を確保します。

(単位:日、か所)

区分		令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み (年間延べ利用日数)		426	468	510	552	594
確保 方策	確保延べ日数	426	468	510	552	594
	施設数	11	12	13	14	15

注:「確保方策(施設数)」は、里親を含んでいます。

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

乳児家庭全戸訪問事業の実施率を維持し、月齢にあわせた支援を行います。また、訪問できなかった場合は、関係各課と連携して状況把握に努めます。

(単位:人)

区分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み(出生見込数)	2,277	2,273	2,240	2,190	2,117
確保方策(訪問人数)	2,277	2,273	2,240	2,190	2,117

⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

市内の医療機関等との協力・連携により、対象者への事業の周知をはじめ、健診もれがないように業務を推進します。

(単位:人、回)

区分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み(実人数)	2,273	2,240	2,190	2,117	2,062
量の見込み(延べ回数)	31,822	31,360	30,660	29,638	28,868
確保方策(延べ回数)	31,822	31,360	30,660	29,638	28,868

⑨ 養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会を運営します。

【 量の見込みと確保方策 】

実際の訪問実績を勘案し、量を見込みます。

養育支援が必要な家庭に対して、家庭訪問や保健センター等での面談、電話での相談を通して、適切な指導・助言・相談に対応できるように、必要な人材の確保と関係機関との連携を行い、養育支援体制を確保します。

また、要保護児童対策地域協議会については、対象事案・ケースの相談支援を適切に実施できるよう開催します。

(単位:人)

区分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み (延べ訪問人数)	158	156	154	150	146
確保方策 (延べ訪問人数)	158	156	154	150	146

⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

保護者の就労時間だけでなく就労時間帯も勘案しながら、新たに整備する認可保育所等において実施し、実施箇所の増加を図ります。

（単位：人、か所）

区分	令和7年度 （1年目）	令和8年度 （2年目）	令和9年度 （3年目）	令和10年度 （4年目）	令和11年度 （5年目）
量の見込み （1日当たりの利用人数）	1,964	1,950	1,914	1,871	1,824
確保方策（施設数）	116	119	122	122	122

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における副食の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

幼児教育・保育の無償化にあわせ、低所得で生計が困難である保護者や保護者の世帯所得の状況等を勘案して定める市の基準に該当する対象者に対して補助を行います。

（単位：人）

区分	令和7年度 （1年目）	令和8年度 （2年目）	令和9年度 （3年目）	令和10年度 （4年目）	令和11年度 （5年目）
量の見込み（物品購入費等）	15	15	15	15	15
量の見込み（副食費）	145	145	145	145	145

⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

市の窓口での業務の実施により、教育・保育に対する市民ニーズの増大に対応できるように多様な事業者の参入を図ります。また、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を行います。

⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

【 確保方策 】

現在、児童クラブの専用スペースの確保については、児童館に併設した施設、単独の児童クラブ施設及び小学校の余裕教室等の活用の3種類の手法で実施しています。しかし、児童館に併設した施設や児童クラブ施設においては、児童クラブの需要に見合うスペースが十分に確保できていない状況です。

この課題を解決するために、小学校に余裕教室等がある場合は、児童クラブ室としての活用を推進していきます。また、つくばエクスプレス沿線開発に伴う人口急増地区や待機児童などの課題が発生している小学校区については、民設民営児童クラブの積極的な誘致を図っていきます。

【 量の見込み 】

■ 児童クラブ員数と児童クラブ数の見込量（各年度4月1日現在）

区分		実績	計画期間の見込				
		令和6年度	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
児童クラブ員数	1年生	1,457	1,493	1,512	1,491	1,470	1,436
	2年生	1,345	1,396	1,445	1,455	1,430	1,407
	3年生	1,237	1,241	1,246	1,279	1,284	1,261
	4年生	953	932	955	954	977	980
	5年生	596	583	606	618	616	630
	6年生	351	358	366	378	385	383
	合計	5,939	6,003	6,130	6,175	6,162	6,097
児童クラブ数 (1クラブおおむね40人)		168	170	174	176	177	178

【 目標整備量 】

■ 新たに設置する放課後児童クラブ

区分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)	5か年度の 増加数
新たに開設する公営児童クラブの支援の単位数	1	2	1	0	0	4
新たに開設する民営児童クラブの支援の単位数	1	2	1	1	1	6

注：支援の単位とは、同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一支援の単位の児童はおおむね40人。いわゆる「クラス」のこと。

⑭ 放課後子供教室

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

【 単独事業としての方向性と放課後児童クラブとの一体的な実施 】

当市では、全市立小学校の学校施設内で放課後子供教室を実施しています。

現行の実施状況は、年度当初の学校への希望調査の結果に基づき実施している学校開催に加え、放課後児童クラブ内の放課後子供教室専用スペース「交流ひろば」での実施を基調としています。近年、保護者や学校のニーズが増加していることから、当計画期間内においても、質と量の両面で一層の充実を図っていきます。

具体的な考え方として、当市は他自治体と比較してより多くの児童館を有していますが、逆に児童館のない小学校区の児童にとっては、放課後の選択肢が少なくなっている状況にあると考えられるため、特に学校開催の充実を図っていきます。

国の「放課後児童対策パッケージ」の中で示されている放課後児童クラブと放課後子供教室の連携した実施については、平成30年度から当市独自で放課後児童クラブ施設内において放課後子供教室専用スペースとして開設し、令和6年度現在4か所ある交流ひろばで定期開催を実施しています。交流ひろばを両事業一体的に実践できる場であるととらえ、放課後児童クラブ員を含め、保護者の就労等に関わらず、児童へプログラムを提供し、プランの実施を進めていきます。また、教育局や学校との連携のみならず、地域全体を巻き込んでいくことが事業拡充の鍵と考えます。そのために、人材の掘り起こしや育成のための地域への呼びかけを積極的に行っていきます。

【 量の見込み 】

■ 放課後子供教室のイベント開催

(単位：回)

区分	実績	見込	計画期間の見込				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
イベント実施回数	557	618	646	665	680	695	710

注：「放課後子供教室推進事業補助金」を充てない放課後子供教室イベント開催分も含む。

⑮ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、様々な不和を未然に防ぐことにつなげていく事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

実際の利用状況を勘案し、量を見込み、必要量の確保に努めます。

(単位：人日)

区分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み(延べ人数)	322	320	314	307	299
確保方策(延べ人数)	322	320	314	307	299

⑯ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に複合的な課題を抱える児童に家庭や学校以外の安心できる居場所を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

実際の利用状況と整備状況を勘案し、量を見込み、子育て支援に十分な実績があるNPO等の実施団体と連携をとり事業を実施します。

(単位：人)

区分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み(実人数)	35	35	35	35	34
確保方策(実人数)	35	35	35	35	34

⑰ 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

実際の利用状況を勘案し、量を見込み、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等を対象にペアレント・トレーニング講座を開催します。

(単位：人)

区分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み(実人数)	10	10	10	10	10
確保方策(実人数)	10	10	10	10	10

⑱ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対しての面談等を通して、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みに対応できるよう確保を図ります。

(単位：回)

区分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み	6,335	6,326	6,233	6,095	5,892
確保方策	6,335	6,326	6,233	6,095	5,892

⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

利用者の見込み量に対応できるよう確保を図ります。

(単位：人)

区分		令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み	0歳	—	12	12	38	37
	1歳	—	14	13	39	37
	2歳	—	13	12	37	35
確保方策	0歳	—	21	30	39	39
	1歳	—	23	33	39	39
	2歳	—	28	38	43	43

⑳ 産後ケア事業

退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みに対応できるよう確保を図ります。

(単位：回)

区分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)
量の見込み（延べ人数）	499	546	585	615	640
確保方策（延べ人数）	499	546	585	615	640

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、また、新制度に移行していない幼稚園にかかる就園奨励費の支給との連続性にも配慮し、次に示す給付方法を基本として継続して検討を行います。

① 子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用日については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

② 茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。

第6章 計画の推進体制

1 庁内の連携協力の推進

本計画の実現に向けては、子育て、福祉、健康、教育などの各分野と連携を図りつつ、子どもを中心として市役所の各所管が一体となって取組を進めていきます。

また、園、学校、家庭、地域、各種団体など多様な主体と連携・協力し、社会全体で推進することとします。

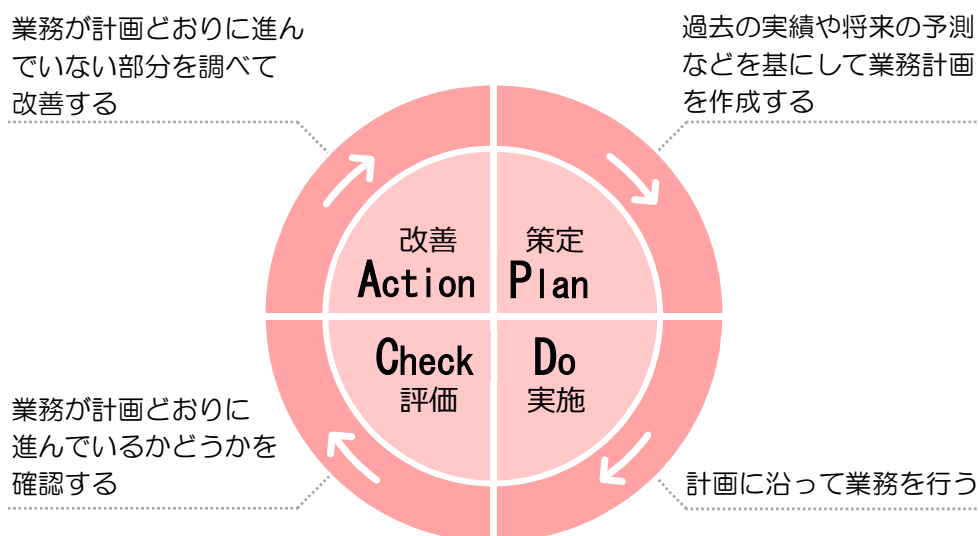
2 子どもの意見を尊重した施策の推進

令和5年4月に施行された「こども基本法」においては、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として明示されており、本計画に掲げる施策の推進においては、子どもの意見やニーズを把握するように努め、子どもの意見を尊重しながら取組を進めていきます。

3 計画の進捗管理

各年度において、施策の実施状況や実績等について点検・評価し、その結果を市のホームページ等により公表します。

また、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、点検・評価結果に基づいて、対策の実施や、必要に応じて内容の見直しを行い、事業の進捗を図ります。



参考資料

1 計画策定体制・策定の経緯

第3期つくば市子ども・子育て支援プランの策定にあたっては、つくば市子ども・子育て会議条例に基づき設置した「つくば市子ども・子育て会議」において審議しました。

同会議は、当市の子ども・子育てに関する事業者、団体・機関、市民代表及び有識者によって構成されています。

また、子育て家庭を始め、広く市民の意見を反映させるため、ニーズ調査、パブリックコメントを実施しました。

年度	月日	内容
令和5年度 (2023年度)	11月17日(金)	第3回つくば市子ども・子育て会議 「(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に伴うニーズ調査について」
	12月14日(木)～令和6年1月19日(金)	つくば市子育てアンケート(ニーズ調査)
	3月12日(火)	第4回つくば市子ども・子育て会議 「(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プランの策定に伴うニーズ調査の結果について」
令和6年度 (2024年度)	8月9日(金)	第2回つくば市子ども・子育て会議 「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について」
	10月4日(金)	第3回つくば市子ども・子育て会議 「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について」
	11月25日(月)	第4回つくば市子ども・子育て会議 「(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)について」
	令和7年1月7日(火)～2月6日(木)	パブリックコメント
	令和7年2月20日(木)	第5回つくば市子ども・子育て会議 「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)のパブリックコメント実施結果について」

2 つくば市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として次条の事務を処理するため、つくば市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第72条第1項各号に掲げる事務について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の意見の聴取）

第7条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部において処理する。

3 令和5年度・6年度つくば市子ども・子育て会議委員

区分	氏名	所属
議会	長塚 俊宏 小村 政文	つくば市議会議員
幼稚園PTA	樽味 幸恵 阿部 未保子	つくば市立幼稚園PTA連絡協議会
児童クラブ	千代原 義文	つくば市学童保育連絡協議会会長
学識経験者	土井 隆義 堀内 明由美 深井 太洋	大学教授等
民間保育園	古谷野 好栄	つくば市民間保育協議会
民間幼稚園	橋本 幸雄	つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会
子育て支援団体	浦里 晴美	つくば市地域活動連絡協議会
	鈴木 朱里	特定非営利活動法人ままとーん
主任児童委員	大久保 良文	つくば市主任児童委員連絡会
公立小中学校長	柳下 英子 藤岡 賢治 園田 浩美	つくば市立小中学校長会
公募	落合 美智子 宮下 信一 トモル ソロンゴ 根津 陽子 村上 義孝 青山 夏樹 岡山 拓史 間野 聡子 柳下 浩一朗	こどもの保護者、子育て支援に関心がある 市民等
小・中学校PTA	内野 隆之 森田 修司	つくば市PTA連絡協議会
小児医療	江原 孝郎 大戸 達之	つくば市医師会
保育園保護者会	宮本 美穂	つくば市保育所・園父母の会連絡協議会

第3期つくば市子ども・子育て支援プラン

発行年月 令和7年(2025年)3月

発行 つくば市 こども部 こども政策課 政策係

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

電話：029-883-1111（代表） F A X：029-828-5624